

## 労働安全衛生法第 44 条の 3 から第 54 条の 6 の逐条解説

淀川 亮 弁護士法人英知法律事務所・弁護士

### 一 逐条解説

#### 1 第 44 条の 3

##### 1. 1 条文

（型式検定合格証の有効期間等）

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間（次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間）は、前条第一項本文の機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

##### 1. 2 趣旨と内容

###### 1. 2. 1 趣旨

型式検定は、一定の安全性能を確保するため、サンプルや製造・検査設備等でチェックするものであるが、年月の経過によって、その製造・検査の設備、体制等に変化が生じることとも考えられるため、一定の有効期間を設けることとしたものである。また、更新検定を受けることによって、型式検定合格証の有効期間は更新されることとされている（検定則第 11 条）<sup>1</sup>。

型式検定の対象となる機械等は、主に量産型の機械等である。また、機械等の強度や性能などを確認するために破壊試験を行う必要があり、個別に安全性を確認することが合理的でないものもある。こうした機械等の性能や機能を確保するには、材料の搬入から完成品の出荷に至る様々な段階で、計画された抜取検査を行いながら目標品質を達成する必要がある。そこで、①一定期間ごとに製造者の品質管理の状態を確認してその水準を維持させることが、有効期間を設けている主な目的であると考えられる。また、②関係規格が改正された場合に迅速に型式検定対象機械等に反映させること（改正規格適用日前に申請のあった型式検定の基準としては、従前の規格が適用される。関係（構造）規格の付則で規定されてい

<sup>1</sup> 労務行政研究所編『改訂 2 版 労働安全衛生法』（株式会社労務行政、令和 3 年〔2021 年〕）385 頁。

る。）、すなわち、旧規格による機械等の市場流通を早期に終了させる狙いもあると思われる。

EU の呼吸用保護具の型式認証（EU type examination certificate FFP2）の有効期間は、5 年とされている。なお、FFP2 は、日本の DS2 や米国の N95 とほぼ同等の防じんマスクである。また、同じく EU の機械指令に基づく型式検定の有効期間についても 5 年とされている。

一方、米国 NIOSH（国立労働安全衛生研究所）による N95 などの呼吸用保護具の認証には有効期間はないが、認証維持の条件として、一定期間（概ね 2 年に 1 回）ごとに NIOSH 検査官が製造工場に立入り、品質管理の状況を監査する仕組みが組み込まれている。この監査に合格しなければ認証は取り消されることになる。なお、労働安全衛生法による型式検定の制度には、登録検定機関が、検定合格証の有効期間中に製造工場に立入監査を行う仕組みは組み込まれていない。ただし、必要な場合の国の立入り権限は担保されている（法第 96 条第 1 項）<sup>2</sup>。

## 1. 2. 内容

### (1)概要

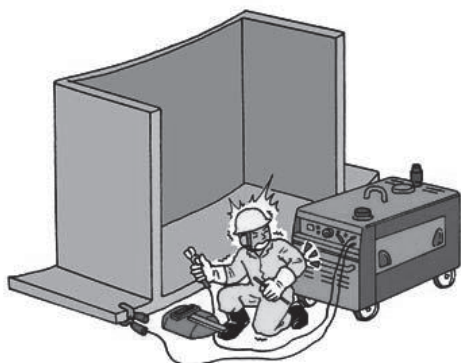
型式検定合格証の有効期間は、次のとおりである（検定則第 10 条）。

#### [3 年]

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの
- ② プレス機械又はシャーの安全装置
- ③ 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）
- ④ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- ⑤ 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの
- ⑥ 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの
- ⑦ 交流アーク溶接機用自動電撃防止措置
- ⑧ 絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）
- ⑨ 絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 300 ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）
- ⑩ 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）

<sup>2</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取り調査による。

【交流アーク溶接機使用中の感電】



( 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」  
( [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_DET.aspx?joho\\_no=101283](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=101283) 最終閲覧日  
2023年9月8日) )

【絶縁用保護具】

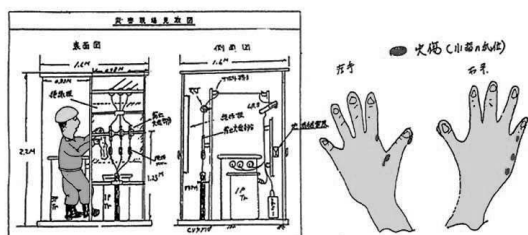


ジャンパー型



( 一般社団法人安全衛生マネジメント協会の WEB サイト  
( [https://www.aemk.or.jp/text\\_teiatsum/text\\_teiatsum3-1.html](https://www.aemk.or.jp/text_teiatsum/text_teiatsum3-1.html) 最終閲覧日令和 5 年〔2023  
年〕9月8日) )

### 【充電部接触感電】



( 島根県電気工事工業組合青年部の WEB サイト  
(<http://www.mable.ne.jp/~eseinen/jirei/kn/kn05/kn0501.htm> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 8 日) )

### 【絶縁用防具】

(ゴム絶縁管)

\* 腹割り構造になっており、活線作業の際、電線等に押し込み挿入して絶縁する。



(低圧絶縁シート)

\* 活線作業で接続部分や突起部など充電部の保護、または二重防護の為ゴム絶縁管の上から重ねたりして使用する。



（一般社団法人安全衛生マネジメント協会の WEB サイト  
（[https://www.aemk.or.jp/text\\_teiatu/text\\_teiatu3-2.html](https://www.aemk.or.jp/text_teiatu/text_teiatu3-2.html) 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 8 日）

〔5 年〕

- ① 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）
- ② 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）
- ③ 電動ファン付き呼吸用保護具

(2) 解釈例規

「型式検定合格証の有効期間」とは、製造し、又は輸入する機械等に係る型式についての有効期間をいうもので、型式検定に合格した型式の機械等であって現に使用しているものについて使用の有効期間をいうものではないこと（昭和 53 年 2 月 10 日基発第 77 号）をいう。そして、これはあくまで、型式検定に合格した機械等の製造又は輸入についての有効期間をいうものであって、型式検定合格証の有効期間内に製造された機械等の販売についての有効期間、汎用部分の交換等による一部の補修の有効期間をいうものではない（平成 7 年 12 月 27 日基発第 417 号）とされている。

1. 3 沿革

本条は、昭和 52 年法律第 72 号にて、検定が個別検定と型式検定に区分された際に追加された規定である。

そもそも、昭和 47 年〔1972 年〕の労働安全衛生法制定時における検定関係の法条文には

型式検定の有効期間に関する規定はなかった。もともと、労働安全衛生法制定時に定められた機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 7 条には、型式検定の有効期間（防じんマスク及び防毒マスクについては 5 年、その他の機械等については 3 年）が定められていた<sup>3</sup>。

#### 1. 4 元行政官へのインタビューから得られた運用にかかる情報と制度改善案

型式検定の対象となる機械等については、本条に基づく措置ということではないが、厚生労働省が市場買取り試験を継続的に実施しており、市場に流通している型式検定合格品（墜落制止器具など型式検定の対象ではないが規格具備義務のある機械等の一部も対象としている）の関係規格への適合を確認している。

なお、今後議論が望まれる点として、登録型式検定機関の間での検定実施結果に関する情報の引継ぎがある。

すなわち、型式検定の場合、市場に送られる製品の性能や機能を確実に確保する上で、品質管理が適切に行われることが肝であり、型式検定合格証の更新検定に際しては、更新検定申請内容と過去の検定申請内容・検定結果報告とを比較評価できることが重要となる。国が型式検定を行わざるを得なくなったときには、登録型式検定機関から厚労大臣への引継ぎの規定（法第 54 条の 2 で準用する第 53 条第 2 項の規定）が存在する（引き継ぐべき内容は不明確ではあるが）。一方、現状、同一種類の型式検定対象機械等に複数の登録検定機関が存在している例があり、法令上、新規検定（あるいは前回更新検定）と次の更新検定で検定実施者が異なる場合もあることから、こうした場合に、従前の検定実施結果の情報が新しい検定機関に引き継がれる仕組みを法令上担保する必要があると考えられる。仕組みの例としては、旧機関から新機関への直接の引継ぎ、あるいは検定実施結果情報を国のサーバーに集積し、新機関がそこから情報を入手できる仕組みの構築などが考えられる。

法の規定内容は同じでも、そのもたらす効果は現在と昭和 53 年〔1978 年〕当時とでは大きく異なっており、それにふさわしい仕組みを考察することが望まれる。

## 2 第 44 条の 4

### 2. 1 条文

（型式検定合格証の失効）

第四十四条の四 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の機械等に係る型式検定合格証（第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証）の効力を失わせることができる。

<sup>3</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部勤務経験を有する技官）への聞き取り調査による。

- 一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認められるとき。
- 二 型式検定を受けた外国製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
- 三 厚生労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外国製造者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

## 2. 2 趣旨と内容

### 2. 2. 1 趣旨

型式検定に合格したとしても、その後製造された機械等の構造等が一定の基準に適合していないと認められるとき等（\*合格した型式自体の不備ではなく、当該型式を前提に製造等された機械等の不備を基準としている）一定の事由が発生した場合には、型式検定制度の適正な運用が期待できない。

本条は、このような場合に、厚生労働大臣が型式検定合格証の効力を失わせることができることとしたものである<sup>4</sup>。

### 2. 2. 2 内容

本条第 1 号は、型式検定を受けた者が国内製造者、輸入業者、外国製造者であるかどうかを問わず適用されるものである。

本条第 2 号及び第 3 号は、型式検定を受けた者が外国製造者である場合に限り適用されるものである。これは、型式検定を受けた者が国内製造者又は輸入業者である場合に、その者について本条第 2 号又は第 3 号の事由に相当する事由が発生したときは、法第 119 条第 1 号（法第 44 条の 2 第 7 項違反）又は法第 120 条第 4 号（法第 96 条第 1 項違反）の罰則の規定が適用されるが、外国製造者の国外における行為については国外犯を処罰する明文の規定がないため刑罰を科しえないこと（刑法第 1 条から第 4 条及び第 8 条）を考慮して、型式検定合格証の効力を失わせることをもって型式検定制度の適正な運用を図ること

<sup>4</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）387 頁。

としたものである<sup>5</sup>。

## 2. 3 沿革

1980 年代初頭の我が国と欧米諸国との間の貿易摩擦問題の一つとして、日本の規格、基準、検査手続等が非関税障壁として外国産品の日本への輸入の障害となっているとの強い批判があった。この問題に対処するため、1983 年〔昭和 58 年〕3 月 26 日「基準・認証制度の改善について」の政府方針が決定され、その中で、認証手続における内外平等取扱いを法制度的に確保するため、16 法律の一括改正が行われた。

その目的は、外国製造者が我が国の認証制度において定められた各種認証を取得するための手続に、国内の者と実質的に同等の条件で直接参加できる途を法制度的に確保することであり、この一括法（昭和 58 年法律第 57 号）で、労働安全衛生法の検査・検定制度的にも外国製造者が直接参加できる途が確保されたものと思われる。

また、本条第 2 号、第 3 号とも関連するが、一連の検査・検定制度的の変遷は、我が国における市場へのアクセスの改善、市場開放を求める欧米諸国からの要求に応えるための基準・認証制度の改革、その後の政治主導による規制緩和や行政改革を進める部分があったものと考えられる<sup>6</sup>。

## 3 第 45 条

### 3. 1 条文

（定期自主検査）

第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要

<sup>5</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）387 頁以下。

<sup>6</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）による。



な指導等を行うことができる。

### 3. 2 趣旨と内容

#### 3. 2. 1 趣旨

本法は、ボイラー等の特定機械等については、製造時、輸入時、設置時、変更時における検査を義務づける（法第 38 条（及び法第 39 条、第 40 条等）ほか、使用過程においても、基本的には事業者が、一定期間ごとに行政機関又は登録製造時等検査機関による検査を受けることにより、その安全性能の保持について確認することとしており（法第 41 条〔有効期間を更新するための性能検査〕等）、その他の危険又は有害な作業を必要とする機械等についても、一定の規格又は安全装置を具備しなければ譲渡、設置等をしてはならないこととする（法第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2、第 44 条、第 44 条の 2、第 44 条の 3 等）など、これらの使用に伴って生ずる労働災害を防止するための規制を行っている。

本条は、以上の規制のほかに、これらを使用する事業者自らが（\*ただし、特定自主検査では、所定要件を充たす者や検査機関による検査を受けねばならない）、使用過程の一定期間ごとに主要構造や機能の安全性について検査するならば、より細密な安全・衛生チェックを期待することができるので、事業者に定期自主検査の実施及びその結果の記録を義務付けたものである<sup>7</sup>。

#### 3. 2. 2 内容

##### (1) 定期自主検査の対象機械等<sup>8</sup>

事業者が定期自主検査が義務づけられている機械は、以下のとおりである（令第 15 条第

<sup>7</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）389 頁。

##### <sup>8</sup> 〔他の規制との関係〕

製造許可は、①～⑧に限り必要となる。

製造検査は、①及び②に限り必要となる。

溶接検査は、①及び②に限り必要となる。

使用検査は、①、②及び④に限り必要となる。

落成検査は、①～③、⑤～⑦に限り必要となる。ただし、①のうち移動式ボイラーは除かれている。

性能検査は、①～⑥、⑧に限り必要となる。

変更検査は、①～⑧に限り必要となる。

使用再開検査は、①～⑥、⑧に限り必要となる。

個別検定は、⑳～㉔に限り必要となる。

型式検定は、㉗及び㉘に限り必要となる。

根拠条文等の詳細は、本項(7)を参照されたい。

1 項)。

①ボイラー (小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)

②第一種圧力容器<sup>9</sup> (小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)

③つり上げ荷重が 3 トン以上 (スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上) のクレーン

④つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン

⑤つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック

⑥積載荷重 (エレベーター (簡易リフト及び建設用リフトを除く。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。) が一トン以上のエレベーター

⑦ガイドレール (昇降路を有するものにおいて、昇降路。) の高さが一八メートル以上の建設用リフト (積載荷重が 0.25 トン未満のものを除く。)

⑧ゴンドラ

⑨活線作業用装置 (その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 600 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

---

<sup>9</sup> 第一種圧力容器については、以下のような判例がある。

有限会社ラボプレクス事件東京地判令和 3 年 8 月 10 日 westlaw\_2021WLJPCA08108021 は、理化学機器のメーカーである Y (被告会社) に発注した産業廃棄物処理に使用する高温高圧機器 (本件機器) につき、要求仕様や法定基準を満たさないとして、注文者である X (原告。事業協同組合) が、Y の債務不履行責任等を訴求した際、その一環で、本件機器が安衛法令上の第一種圧力容器 (施行令第 1 条第 5 号) に該当するのに、行政の製造許可や各種の法定検査等の手続きを経っていないことを主張したという事案につき、以下のように述べて、X のこの点に関する主張を斥け、また、本件請求自体も棄却した。

すなわち、「労働安全衛生法施行令 1 条 5 号所定の第一種圧力容器に当たるかどうかについては、当該機器の耐久性 (上限値) ではなく、具体的な使用条件に即して認定される」。本件機器は、「高温の水蒸気を送り込んで、専ら本件機器内の温度を上げることにより、分解対象内の水分を気化させた上で細胞の中から外に出し、液化することを促進することを意図したもので、高温の水蒸気を本件機器内に継続的に送り込んで、本件容器内の温度を一定以上に保つために、逃し弁や配管等から温度が下がった空気を本件機器の外に出すことが可能な構造になっていると認められる」。「圧力の滞留を生じさせない点で、容器を密閉することによりその内部に圧力をかけていく圧力容器とは構造及び原理が異なるものというべきである」、と。

【活線作業用装置】



（ライセンスエンジニアの WEB サイト（<https://www.licenseengineer.com/archives/6588> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

⑩活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

【活線作業用器具】



（ライセンスエンジニアの WEB サイト（<https://www.licenseengineer.com/archives/6588> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

⑪フォークリフト

⑫令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

⑬つり上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5 トン以上 1 トン未満）のクレーン

⑭つり上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン未満の移動式クレーン

⑮つり上げ荷重が 0.5 トン以上 2 トン未満のデリック

- ⑩積載荷重が 0.25 トン以上 1 トン未満のエレベーター
- ⑪ガイドレールの高さが 10 メートル以上 18 メートル未満の建設用リフト
- ⑫積載荷重が 0.25 トン以上の簡易リフト

【簡易リフト】



(鈴木製機株式会社の WEB サイト ([https://www.szk-s.co.jp/statute/simple\\_lift/](https://www.szk-s.co.jp/statute/simple_lift/)最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日))

- ⑬ショベルローダー

【ショベルローダー】

資料 5-65 ショベルローダー

(コマツ教習所株式会社の WEB サイト (<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillShovelLoader.aspx>, 最終閲覧



日令和 6〔2024〕年 4 月 29 日))

⑳フォークローダー

【フォークローダー】



資料 5—6 6 フォークローダー

( コマツ 教 習 所 株 式 会 社 の W E B サ イ ト ( <https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillShovelLoader.aspx>, 最 終 閲 覧 日 令 和 6 [2024] 年 4 月 29 日 ) )

㉑ストラドルキャリアー

【ストラドルキャリアー】



( 一 般 社 団 法 人 港 湾 荷 役 シ ス テ ム 協 会 の W E B サ イ ト ( <https://jacms.or.jp/niyakukikai/03.html> 最 終 閲 覧 日 令 和 5 年 [2023 年] 9 月 9 日 ) )

②不整地運搬車

【不整地運搬車】



（ コ マ ツ 教 習 所 の W E B サ イ ト （ <https://www.komatsukyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillDumpTruck.aspx> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

③作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車

【高所作業車】



（キャタピラー教習所の WEB サイト（<https://cot.jpncat.com/know/?no=19> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

②④第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

②⑤小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

②⑥小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

②⑦絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

②⑧絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 300 ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）

②⑨動力により駆動されるプレス機械

③⑩動力により駆動されるシヤ－

③⑪動力により駆動される遠心機械

#### 【遠心機械】



（株式会社トミー精工の WEB サイト（[https://bio.tomys.co.jp/products/centrifuges/low-speed\\_benchtop\\_centrifuge/](https://bio.tomys.co.jp/products/centrifuges/low-speed_benchtop_centrifuge/)最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

③⑫化学設備（配管を除く。）及びその附属設備

③⑬アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置（これらの装置の配管のうち、地下に埋設さ

れた部分を除く。)

③④乾燥設備及びその附属設備

③⑤動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）の適用を受けるものを除く。)

#### 【巻上機】



（日本ホイスト株式会社の WEB サイト（<https://www.nipponhoist.co.jp/product/hoist/>最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

③⑥局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの

③⑦特定化学設備及びその附属設備

#### 【特定化学設備（イメージ）】

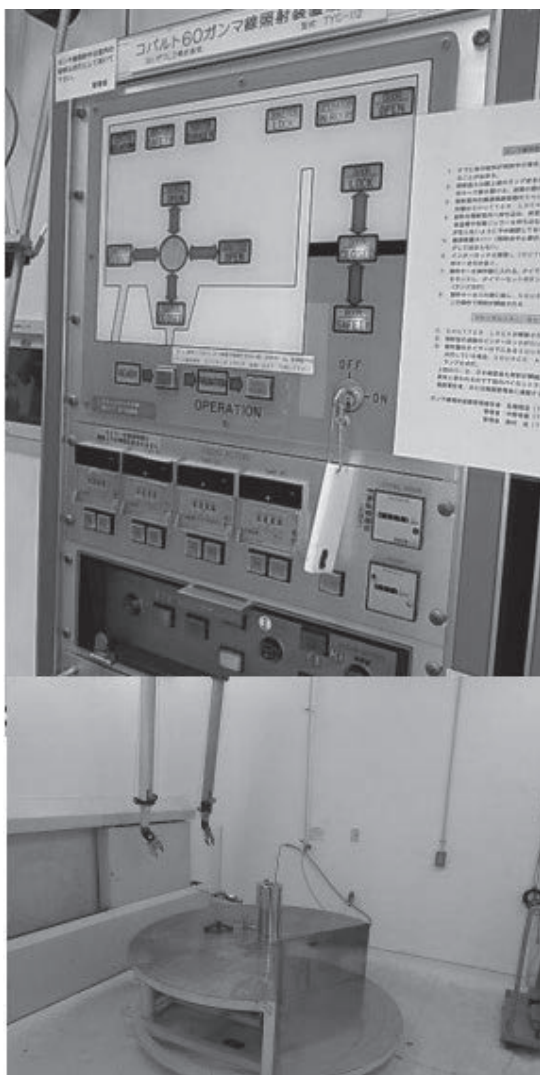


（角田淳氏のブログ（<http://itetama.jp/blog-entry-434.html>，最終閲覧日：令和 2 年〔2020 年〕11 月 13 日）より）

③⑧ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの

【コバルト 60 ガンマ線照射装置】





（京都大学複合原子力科学研究所の WEB サイト掲載資料（<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/JRS/inst/gamma2017.6.9.pdf> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 9 日））

## (2) 特定自主検査の対象機械等<sup>1011</sup>

本条第 2 項により事業者にて特定自主検査が義務づけられている機械等（＊第 1 項による

---

<sup>10</sup>公益社団法人建設荷役車両安全技術協会は、「対象機械に似た構造、機能を持つ機械の場合、その機械が対象機械となるのか判断が難しい場合があります。そういった場合は最寄の労働局へご確認下さい」と述べている（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の WEB サイト（<http://www.sacl.or.jp/inspection/> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日））

<sup>11</sup>【他の規制との関係】

製造許可、製造検査、構造検査、溶接検査、使用検査、落成検査、性能検査、変更検査、使用再開検査、個別検定、型式検定のいずれも不要である。なお、根拠条文等の詳細について

定期自主検査の対象機械等の中でもより危険性ないし検査に要する専門性が高く、所要の資格や専門検査業者による特殊な検査を要するもの）は、次のとおりである（令第 15 条第 2 項）。

①フォークリフト

②令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

③不整地運搬車

④作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車

⑤動力により駆動されるプレス機械

### (3) 特定自主検査の対象となる自主検査

定期自主検査も特定自主検査も、1 年以内に 1 回の実施を基本としているが（不整地運搬車については 2 年以内に 1 回）、そのうち、上記 5 種の機械を対象とし、事業者が使用する一定の資格者か一定要件を充たす検査業者に実施させねばならないものが、特定自主検査である（則第 135 条の 3 第 1 項ほか。不整地運搬車の場合 2 年以内に 1 回で構わない）。

### (4) 特定自主検査を実施する者の資格

上記の通り、特定自主検査は、事業者の使用する労働者で一定の資格を有するもの又は検査業者に実施させなければならない。検査業者については、法第 54 条の 3 から第 54 条の 5 までに規定されている。

なお、特定自主検査を実施する者の資格として、例えば、動力プレス機械については、次のように示されている（則 135 条の 3 第 2 項）。

①次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（工学に関する学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に 2 年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に 4 年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

---

ては、本項(7)を参照されたい。

ハ 動力プレスの点検若しくは整備の業務に 7 年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に 10 年以上従事した経験を有する者

ニ 法別表第 18 第 2 号に掲げるプレス機械作業主任者技能講習を修了した者で、動力プレスによる作業に 10 年以上従事した経験を有するもの

② その他厚生労働大臣が定める者

①の厚生労働大臣が定める研修については、昭和 52 年労働省告示第 124 号の第 1 条で、②の厚生労働大臣が定める者については、同告示第 2 条に規定されている。

#### (5) 特定自主検査の検査標章

特定自主検査を行った事業者は、機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない（則第 135 条の 3 第 4 項ほか）。

#### (6) 定期自主検査指針

本条第 3 項の規定に基づき、次の自主検査指針が公表されている。

- ①移動式クレーンの定期自主検査指針（昭和 56 年自主検査指針公示第 1 号）
- ②化学設備等定期自主検査指針（昭和 59 年自主検査指針公示第 7 号）
- ③天井クレーンの定期自主検査指針（昭和 60 年自主検査指針公示第 8 号）
- ④ショベルローダー等の定期自主検査指針（昭和 60 年自主検査指針公示第 9 号）
- ⑤ゴンドラの定期自主検査指針（昭和 61 年自主検査指針公示第 10 号）
- ⑥不整地運搬車の定期自主検査指針（平成 3 年自主検査指針公示第 12 号）
- ⑦高所作業車の定期自主検査指針（平成 3 年自主検査指針公示第 13 号）
- ⑧フォークリフトの定期自主検査指針（平成 5 年自主検査指針公示第 15 号）
- ⑨フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 22 の定期自主検査に係るもの）（平成 8 年自主検査指針公示第 17 号）
- ⑩ボイラーの定期自主検査指針（平成 10 年自主検査指針公示第 1 号）
- ⑪天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第 35 条の自主検査に係るもの）（平成 10 年自主検査指針公示第 2 号）
- ⑫エレベーターの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第 155 条の自主検査に係るもの）（平成 10 年自主検査指針公示第 3 号）
- ⑬局所排気装置の定期自主検査指針（平成 20 年自主検査指針公示第 1 号）
- ⑭プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針（平成 20 年自主検査指針公示第 2 号）
- ⑮除じん装置の定期自主検査指針（平成 20 年自主検査指針公示第 3 号）
- ⑯動力プレスの定期自主検査指針（平成 24 年自主検査指針公示第 1 号）
- ⑰車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）（平成 27 年自主検査指針公示第 20 号）

## (7)他の規制との関係

### 〔製造許可〕

以下の「特定機械等」(令第 12 条)を製造するには許可が必要となる(法第 37 条第 1 項)。

・ボイラー(小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)

・第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)

・つり上げ荷重が三トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上)のクレーン

・つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン

・つり上げ荷重が二トン以上のデリック

・積載荷重(エレベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のエレベーター

・ガイドレール(昇降路を有するものにおいて、昇降路。)の高さが一八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。)

・ゴンドラ

### 〔製造検査〕

つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン及びゴンドラについてはそれぞれ製造検査が必要となる(クレーン則第 55 条、第 56 条、ゴンドラ則第 4 条、第 5 条)。

### 〔構造検査、溶接検査及び使用検査〕

ボイラー(小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)及び第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)については構造検査(ボイラー則第 5 条、第 6 条、第 51 条、第 52 条)、溶接検査(ボイラー則第 7 条、第 8 条、第 53 条、第 54 条)及び使用検査(ボイラー則第 12 条、第 13 条、第 57 条、第 58 条)が必要となる。

つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン及びゴンドラについては使用検査(クレーン則第 57 条、第 58 条、ゴンドラ規則第 6 条、第 7 条)が必要となる。

### 〔落成検査〕

以下の機械等については、落成検査が必要となる。

- ・ボイラー（移動式ボイラー、小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 14 条）
- ・第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 59 条）
- ・つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上）のクレーン（クレーン則第 6 条、第 7 条）
- ・つり上げ荷重が二トン以上のデリック（クレーン則第 97 条、第 98 条）
- ・積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のエレベーター（クレーン則第 141 条、第 142 条）
- ・ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。）の高さが一八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。）（クレーン則第 175 条、第 176 条）

### 【性能検査】

以下の機械等については、性能検査が必要となる。

- ・ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 38 条～第 40 条）
- ・第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 73 条～第 75 条）
- ・つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上）のクレーン（クレーン則第 40 条～第 42 条）
- ・つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン（クレーン則第 81 条～第 83 条）
- ・つり上げ荷重が二トン以上のデリック（クレーン則第 125 条～第 127 条）
- ・積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のエレベーター（クレーン則第 159 条～第 161 条）
- ・ゴンドラ（ゴンドラ則第 24 条～第 26 条）

### 【変更検査】

以下の機械等については、変更検査が必要となる。

・ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 42 条）

・第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 77 条）

・つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上）のクレーン（クレーン則第 45 条、第 46 条）

・つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン（クレーン則第 86 条、第 87 条）

・つり上げ荷重が二トン以上のデリック（クレーン則第 130 条、第 131 条）

・積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のエレベーター（クレーン則第 164 条、第 165 条）

・ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。）の高さが一八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。）（クレーン則第 198 条、第 199 条）

・ゴンドラ（ゴンドラ則第 29 条、第 30 条）

#### 【使用再開検査】

以下の機械等については、使用再開検査が必要となる。

・ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 46 条）

・第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）（ボイラー則第 81 条）

・つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上）のクレーン（クレーン則第 49 条、第 50 条）

・つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン（クレーン則第 90 条、第 91 条）

・つり上げ荷重が二トン以上のデリック（クレーン則第 134 条、第 135 条）

・積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷を載せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のエレベーター（クレーン則第 168 条、第 169 条）

・ゴンドラ（ゴンドラ則第 33 条、第 34 条）

### 【個別検定】

以下の機械等については、個別検定が必要となる。

- ・第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）（令第 14 条第 2 号）
- ・小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）（令第 12 条第 3 号）
- ・小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）（令第 12 条第 4 号）

### 【型式検定】

- ・絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては七五〇ボルトを、交流にあつては三〇〇ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）（令第 12 条の 2 第 10 号）
- ・絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては七五〇ボルトを、交流にあつては三〇〇ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）（令第 12 条の 2 第 11 号）

## (8) 罰則

事業者が、本条に違反して、①定期に自主検査を行わない場合、②定期に自主検査を行ったとしても、その結果を記録しておかない場合、③特定自主検査を、一定の資格を有する者又は検査業者に実施させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 1 号）。

## 3. 3 沿革

(1) 定期自主検査と同様の目的の検査等は、安衛法制定前では、旧「労働安全衛生規則」（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）等に見出すことができる。

例えば、次のような規定がある。

- ・乾燥室作業主任者の職務として、毎月一回以上乾燥室の電気設備を点検すること（第 164 条第 10 号）
  - ・作業主任者の職務としてではなく、名宛人を設けず、内圧容器（現行、第 2 種圧力容器）について、毎年一回以上、点検及び内外の掃除を行うべきこと（第 168 条）
  - ・同じく揚重機（現行、クレーン）は、一年以内に期日を定めて定期検査を行うべきこと、毎月一回期日を定めて月例検査を行うべきこと（第 359 条及び第 360 条）
  - ・軌道装置の一定の部分について、3 年を超えない期間、一年を超えない期間、毎月少なくとも一回を超えない期間毎に検査すべきこと（第 430 条及び第 431 条）
- さらに、1959 年〔昭和 34 年〕に定められた「ボイラ及び圧力容器安全規則」（昭和 34

年労働省令第 3 号)において、第二種圧力容器の年次点検（第 73 条）と小型ボイラについての年次点検（第 79 条）が規定された。また、揚重機関係の定期検査等については、「クレーン等安全規則」（昭和 37 年労働省令第 16 号）制定に伴い、安衛則から同規則に引き継がれたようだ。

(2) 本条は、労働安全衛生法制定後、二度の改正が行われている。労働安全衛生法制定時は、現行の第 1 項のみが存在していた。その後、昭和 52 年法律第 76 号での改正において、第 2 項から第 4 項が追加され、「特定自主検査」と「検査業者」の制度が盛り込まれた（前者は第 2 項、後者は第 54 条の 3～第 54 条の 6）。平成 11 年法律第 160 号の改正は、大臣名と省令名を厚生労働大臣、厚生労働省令に改める形式的な改正であった。平成 2 年の政令改正により、定期自主検査と特定自主検査を実施すべき機械等が追加され、現行と同じ機械等の種類となった<sup>12</sup>。

### 3. 4 適用の実際

#### 3. 4. 1 統計資料

厚生労働省労働基準局監督課が令和 4 年 7 月 29 日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（2021 年〔令和 3 年〕8 月 1 日～2022 年〔令和 4 年〕7 月 29 日公表分 \*各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、本条（法第 45 条）違反による送検事件は 0 件であった。

厚生労働省労働基準局監督課が令和 3 年 5 月 31 日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（2020 年〔令和 2 年〕5 月 1 日～2021 年〔令和 3 年〕4 月 30 日公表分 \*各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、送検事件は 1 件であった。なお、事案概要は、化学設備について、2 年以内ごとに 1 回、法定の事項について定期自主検査を行っていないであったというものである。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2020 年〔令和 2 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 5433 件であった。そして、送検事件は、2 件（化学工業 1 件、金属製品製造業 1 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2019 年〔平成 31 年〕・2019 年〔令和元年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 6047 件であった。そして、送検事件は、2 件（その他の製造業 1 件、道路貨物運送業 1 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2018 年〔平成 30 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 6511 件であった。そして、送検事件は、2 件（建築工事業 1 件、その他の建設業 1 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2017 年〔平成 29 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 6455 件であった。そして、送検事件は、3 件（金属製品製造

<sup>12</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取りによる。



業 1 件、土木工事業 1 件、清掃・と畜業 1 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2016 年〔平成 28 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 7020 件であった。そして、送検事件は、6 件（化学工業 1 件、金属製品製造業 2 件、建築工事業 1 件、商業 2 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2015 年〔平成 27 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 7667 件であった。そして、送検事件は、2 件（金属製品製造業 2 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2014 年〔平成 26 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 7325 件であった。そして、送検事件は、4 件（化学工業 1 件、窯業土製品製造業 1 件、金属製品製造業 1 件、その他の製造業 1 件）であった。

厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」（2013 年〔平成 25 年〕）によれば、労働安全衛生法第 45 条違反件数は 6642 件であった。そして、送検事件は、1 件（鉄鋼業 1 件）であった。

### 3. 4. 2 アンケート結果

令和 2 年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」（研究代表者：三柴丈典）による行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）<sup>13</sup>では、以下の回答が寄せられている。

(1) プレス機械等災害の発生した機械について、特定自主検査（以下「特自検」という）を実施していない機械が認められるが、特自検が実施されていないほとんどの機械は定期自主検査（以下「自主検査」という）も実施されていない。プレス機械等の特自検が必要な機械については本来自主検査を実施したうえで特自検を行っていない場合に特自検の違反が成立しうるものと考えられる。行政的には特自検違反を措置することで両方の違反を回避できるため、労働安全衛生法第 45 条第 1 項、同条第 2 項の条文を併記して指摘を行うか、特自検のみの違反にて指摘し、是正を求めている（00170 不明）。

(2) フォークリフトの年次点検(特定自主検査)が未実施であったため、本条文を適用した(00130 監督官・技官)。

(3) 主に労働安全衛生法第 45 条に紐づく労働安全衛生規則第 151 条の 21 第 1 項の適用例として、フォークリフトの年次検査(特自検)の未実施等がある(00167 監督官)。

(4) 主に労働安全衛生法第 45 条に紐づく労働安全衛生規則第 151 条の 24 の適用例があ

---

<sup>13</sup> 厚生労働省安全衛生部のご助力を頂き、三柴丈典氏が全国の都道府県労働局の健康・安全関係課、監督課、主要労基署の現役行政官、安全衛生行政関係団体等の行政官 OB に向けて、安衛法の条文ごとの監督指導実例、法改正提案等につき、アンケート調査を行ったもの。

監督官 49、技官 15、元監督官 12、元技官 2 の回答があった。

る。事業者 A は特定自主検査事業者である B に依頼して、自主検査を行っていたが、所要の資格者や専門性を持つ検査業者による特定自主検査を実施する必要があるのに、実施していなかった。労働安全衛生規則第 151 条の 21 はフォークリフトの定期自主検査を事業者に義務づけ、労働安全衛生規則第 151 条の 24 は、事業者に特定自主検査を義務づけている。

事業者が特定自主検査を行っていなかった場合には、労働安全衛生規則第 151 条の 21 と同条の 24 両者の違反となり、これが通例である。本例のように労働安全衛生規則第 151 条の 24 だけの違反となるのは、労働安全衛生規則第 151 条の 21 に基づく定期自主検査を行っていたものの、特定自主検査を行う資格がないものが実施した場合に限られている(00206 監督官)<sup>14</sup>。

(5) 主に安衛法 45 条 1 項に紐づく特化則第 31 条第 1 項の適用例がある。具体的には、特定化学設備又はその附属設備の定期自主検査違反等に対するものである(00057 監督官)。

(6) 主に労働安全衛生法第 45 条に紐づくクレーン等安全規則第 34 条の適用例がある。クレーン設置後年 1 回の自主検査について、定期自主検査指針に基づいて検査を実施していなかったため当該条文に抵触をしたものである(00089 監督官)。

(7) 主に労働安全衛生法第 45 条に紐づく労働安全衛生規則第 151 条の 21 の適用例がある。フォークリフトについて、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期自主検査を実施していないことによるものである。

(8) 安衛法 45 条に基づく各種の定期自主検査は、よく適用する項目となる。大企業ではほとんど違反はないが、町工場などでは忘れられていることもよくある(00027 監督官)。

(9) 主に労働安全衛生法第 45 条に紐づく安全衛生規制第 151 条の 21 の適用例がある。フォークリフトについて、1 年以内ごとに 1 回、定期に特定自主検査を行っていないことによるものである(00054 監督官)。

### 3. 4. 3 送検事例等

以下は、労働新聞又は安全スタッフ（労働新聞社）にて掲載されていた内容を一部加工の上で引用したものである。

なお、下線は筆者が添付した。

#### 3. 4. 3. 1 定期自主検査

(1) 2017 年〔平成 29 年〕11 月 16 日、熊本・八代労働基準監督署は、労働者にトラクター・ショベルを運転させる前に特別教育を実施していなかったなどとして、倉庫業者（兵庫県神戸市）および同社八代支店（熊本県八代市）管理部長課長を労働安全衛生法第 59 条（安

---

<sup>14</sup> ただし、前掲の通り、実際の運用上、特定自主検査、自主検査共に行われていない場合にも、特定検査義務違反のみで対処する例があるようだ。

全衛生教育）違反の容疑で熊本地検八代支部に書類送検した。2017 年〔平成 29 年〕7 月、同社八代支店第二工場内で働いていた委託事業場の労働者が死亡する労働災害が発生している。死亡した労働者は、同社労働者が運転していたトラクター・ショベルに挟まれている。労災後の調査で、特別教育を実施していないことが明らかになった。さらに、同社と八代支店管理部副部長がトラクター・ショベルの定期自主検査を行っていないことも判明し、同法第 45 条（定期自主検査）違反の容疑で処分されている。なお、同社は 2017 年〔平成 29 年〕10 月にも、労災かくしの容疑で送検されていた<sup>15</sup>。

(2) 2019 年〔平成 31 年〕3 月 14 日、愛知・豊橋労働基準監督署は、フォークリフトの定期自主検査を怠っていたなどとして、製造業の会社と同社営業部長補佐を労働安全衛生法第 45 条（定期自主検査）違反などの疑いで名古屋地検豊橋支部に書類送検した。本件では、2018 年〔平成 30 年〕11 月、同社関連会社所属の労働者が死亡する労働災害が発生している。被災した労働者は、フォークリフトを運転して同社資材置き場前に置かれていたコンテナを運搬しようとしていたところ、県道にはみ出てトラックと衝突。車外に投げ出されて頭部を打ち付けている。同労基署が災害調査を行ったところ、フォークリフトは同社が所有するものと判明した。さらに、2013 年〔平成 25 年〕4 月 3 日以降、1 年を超えない期間ごとに 1 回の実施が義務付けられている定期自主検査が行われていない、フォークリフトに前照灯・後照灯が備え付けられていないといった違反が発覚した。同労基署は、「定期自主検査をしていれば、前照灯が備え付けられていなかったことは分かったはず」という<sup>16</sup>。

(3) 2019 年〔令和元〕年 8 月 6 日、北海道・小樽労働基準監督署は、移動式クレーンの法定検査を実施しなかったとして、建設業の会社と同社代表取締役を労働安全衛生法第 45 条（定期自主検査）違反の容疑で札幌地検小樽支部に書類送検した。2019 年〔平成 31 年〕2 月、別法人に雇用される労働者が死亡する労働災害が発生していた。労災は、移動式クレーンで吊られていた鉄板が落下し、労働者に直撃するものだった。同社は、1 カ月以上使用していなかった移動式クレーンを再度使用する際、法定の自主検査を実施していなかった疑い<sup>17</sup>があった。

<sup>15</sup> 労働新聞社「トラクター・ショベルの特別教育と定期自主検査を実施せず 倉庫業者を送検 八代労基署」（2017 年〔平成 29 年〕12 月 19 日）

（<https://www.rodco.jp/column/32806>/最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

<sup>16</sup> 労働新聞社「フォークリフト 定期自主検査せず書類送検 豊川市の製造業者を 豊橋労基署」（平成 31 年〔2019 年〕4 月 19 日）（<https://www.rodco.jp/column/67919>/最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

<sup>17</sup> 労働新聞社「クレーンの法定検査怠って書類送検 鉄板墜落災害から発覚 小樽労基署」（令和 1 年〔2019 年〕9 月 11 日）（<https://www.rodco.jp/column/79504>/最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

### 3. 4. 3. 2 特定自主検査

(1) 福岡東労働基準監督署は、年に 1 度義務付けられているドラグ・ショベルの特定自主検査を行わなかったとして、神奈川県横浜市の機械リース業を営む会社と、同社前福岡支店長を労働安全衛生法第 45 条（定期自主検査）違反の疑いで福岡地検に書類送検した。同社は 2010 年〔平成 22 年〕4 月から 2014 年〔平成 26 年〕7 月まで、無資格者にドラグ・ショベルの特定自主検査を行わせた。他支店の 2 人の有資格者の氏名を無断で使い、検査を適法に実施したように偽装した疑いがあった。2012 年〔平成 24 年〕11 月に発生した労災の調査中、「自分の名前が無断で使われたようだ」という労働者の情報提供により発覚した<sup>18</sup>。

(2) 2015 年〔平成 27 年〕6 月 19 日、大阪・淀川労働基準監督署は、動力プレスの特定自主検査を実施していなかったとしてプレス加工製造会社と同社代表取締役を安衛法違反の疑いで大阪地検に書類送検した。動力プレスの光線式安全装置が検査項目となっていたが、検査が実施されていなかった。安全距離が不足したまま作業を行った結果、安全装置が作動せず、労働者が金型に指を挟まれ、3 指を切断する災害が発生した<sup>19</sup>。

(3) 厚生労働省は、労働安全衛生法に基づく特定自主検査を行う際に検査者資格のない者に検査を行わせたとして、特定自主検査の検査業者である会社に対し、6 カ月間の特定自主検査業務の停止を命じた。大臣登録の検査業者に対する業務停止命令は 2 年ぶり。同社は 2016 年〔平成 28 年〕10 月、愛媛県内の東予工場で、他社の求めに応じてフォークリフトの検査を実施する際、無資格者に行わせた。その後の厚労省の立入り調査で明らかになっている<sup>20</sup>。

(4) 2020 年〔令和 2 年〕9 月 29 日、秋田労働基準監督署は、運転中のローラーとの接触防止措置を講じなかったとして、会社と同社取締役を労働安全衛生法第 20 条（事業者の講ずべき措置等）違反の容疑で秋田地検に書類送検した。2020 年〔令和 2 年〕3 月、労働者が両下肢全廃の後遺症が残る重症のケガを負う労働災害が発生している。同社は、舗装工事や土木工事に関する事業活動を行っている。労災は、駐車場舗装工事現場内で発生した。アスファルト合材の敷きならし作業および敷きならした合材の転圧作業を行っていた際、労

<sup>18</sup> 労働新聞社「検査を実施せず リース会社送検 福岡東労基署」（平成 26 年〔2014 年〕7 月 21 日）（<https://www.rodco.jp/news/25176/>最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

<sup>19</sup> 安全スタッフ「【送検事例】動力プレスの特定自主検査怠る」（平成 27 年〔2015 年〕8 月 1 日）（<https://www.rodco.jp/series/116834/>最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

<sup>20</sup> 労働新聞社「特定自主検査の業務停止を命令 厚労省」（平成 30 年〔2018 年〕3 月 1 日）（<https://www.rodco.jp/news/39095/>最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

働者がバックしてきたローラーと接触している。同社は労災発生時、作業場所に立入禁止措置を講じたり、誘導員を配置するなどの措置を行っていなかった疑い。また同社は、ローラーに関して 1 年に 1 回実施すべき特定自主検査を実施していなかったとして、同法第 45 条（定期自主検査を実施すべき機械等）違反の容疑でも送検されている（このように、労災発生時、芋づる式に本条違反による刑事手続きが踏まれることが多い）<sup>21</sup>。

【ローラー】



（豊田通商運営の Jukies の WEB サイト（<https://jukies.net/magazine/knowledge/313/>最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 10 日））

（5）2021 年〔令和 3 年〕11 月 4 日、山梨・甲府労働基準監督署は、非鉄金属鋳物業の会社と同社製造部長について、特定自主検査を実施していない動力プレスを労働者に使用させたとして、安衛法違反の疑いで甲府地検に書類送検した。同社の工場内で労働者に試作品の製造を行わせていたところ、合成樹脂パレットに載せていた動力プレスが倒れた。労働者は動力プレスの下敷きになって死亡した<sup>22</sup>。

【合成樹脂パレット】



<sup>21</sup> 労働新聞社「労働者が両下肢全廃に 接触防止措置講じず労災 土木工事業者を送検 秋田労基署」（令和 2 年〔2020 年〕10 月 5 日）。

<sup>22</sup> 安全スタッフ「【送検事例】動力プレスの特定自主検査怠る」（令和 3 年〔2021 年〕11 月 26 日）。

(三甲株式会社の WEB サイト (<https://www.sanko-kk.co.jp/products/pallet/>最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 10 日))

【動力プレス】



(東栄工業株式会社の WEB サイト ([http://www.toei-kk.co.jp/safety\\_press.html](http://www.toei-kk.co.jp/safety_press.html) 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 10 日))

(6) 2022 年〔令和 4 年〕3 月 28 日、神奈川労働局は、動力プレスの特定自主検査を無資格者に行わせ、当日不在だった有資格者が行ったように台帳を偽るとともに、虚偽の陳述をしたとして、登録検査業者の会社役員 3 人を労働安全衛生法第 103 条（書類の保存等）・第 96 条（厚生労働大臣等の権限）違反などの疑いで横浜地検相模原支部に書類送検した。併せて同社に対して半年間の検査業務停止処分を行っている。同労働局によると、虚偽陳述で検査業者を送検するのは全国初。被疑者は、同社の常務取締役兼営業部部長、専務取締役兼工事部部長、取締役兼業務部部長の 3 人。3 人は昨年 11～12 月、顧客の動力プレス機械の特定自主検査を行う際、無資格者に検査を行わせるとともに、台帳に有資格者が行ったと虚偽記載した疑い、ならびに虚偽記載について調査した同労働局の担当者に虚偽の陳述をした疑いが持たれている。同労働局によると、同社には、有資格者が 2 人在籍しており、平常時には有資格者を含む 5～6 人で班を組み、製造業者などの客先で検査を行っていた。ところが、年末繁忙期である昨年 11～12 月は、無資格者のみで現場に出向く日が発生。有資格者証の提示を拒んだことについて顧客から抗議を受けた同社が、同労働局に対して「本

にこのやり方ではいけないのか」と問い合わせたことから違反が発覚した。同労働局の調べに対して被疑者らは当初、「複数班で客先を回った。有資格者は同じ現場の別の班にいた」と主張していたが、後に虚偽の陳述であったと認めたという。

有資格者に特定自主検査を行わせなかったことを受けて同労働局は、同社を 3 月 28 日から半年間の同検査業務停止処分とした。同労働局によると、検査業者に対して行政処分と司法処分を同時に行うことは珍しく、とくに虚偽の陳述での送検は全国初。行政や顧客との信頼関係を揺るがす悪質性の高い事案とみており、管内の登録検査業者 160 社に「厳正な検査を求める」といった注意喚起の文書を発出する方針だ。同社が無資格者に検査させたのは、顧客 3 社が所有する 12 台の動力プレス機械。いずれもすでに有資格者による再検査が完了している。無資格者による検査は無効で、労働災害が起これば、検査済みでない機械を使わせた使用者の責任が問われる。同労働局は「労働者の安全のため、自社の機械を検査させる際は資格証の提示を求めるなど、自己防衛に努めてもらいたい」と話した<sup>23</sup>。

### 3. 5 関係判例

(1) プレス機械作業中に生じた災害で、会社は、安全保証義務の債務不履行責任を負うとされた例（京都地判昭和 61 年 6 月 10 日 westlaw\_1986WLJPCA06106003）

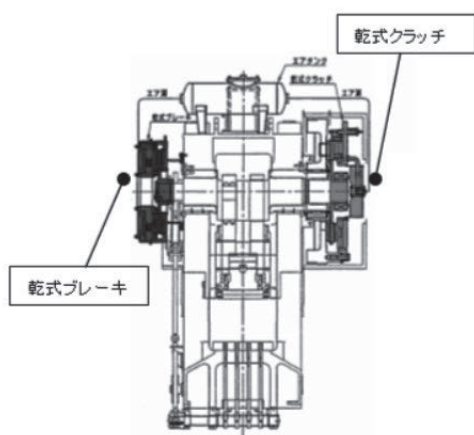
#### <事実の概要>

X（原告）は、被災当時、Y1（被告）に板金部門に溶接工として、雇用されていた。Y2（被告）は、X の直接の上司であり、取締役工場長の立場にあった。Y3（被告）は、プレス機の修理業者であった。Y1 は、訴外 A より本件プレス機を購入した。

本件災害は、ブレーキシューを固定する支点ピンがはずれかかって、ブレーキが効かなくなり、プレス上型板が急に落下したために生じた。本来、右の支点ピンがはずれることのないようにするため、支点ピンの端部付近にあげた直径約六ミリメートルの穴に、太さ約五・五ミリメートルの割ピンが装着されており、割ピンが装置されている限り支点ピンがはずれかかるといった事態は生じない。そして、割ピンの材質は軟鋼線で、これが装着の際には文字どおり先端部分を二つに割り、それぞれ六〇度ないし九〇度前後に折り曲げるのであるが、材質の関係上一旦折り曲げると、もとに戻ることはなく、しかも本体と割ピンとの間に座金を入れて割ピンが本体に接触して傷むことのないように保護する仕組になっており、このようにしてある限り割ピンが脱落することもない。

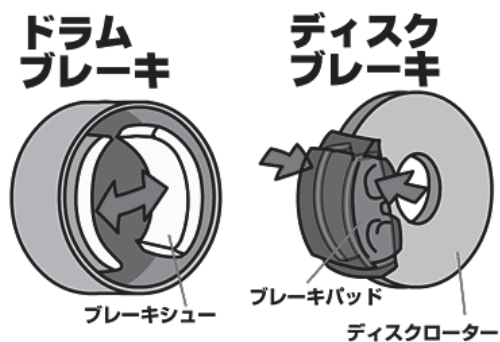
<sup>23</sup> 労働新聞社「特定自主検査業者 「有資格者いた」と主張 虚偽陳述で初送検 神奈川労働局」（令和 4 年〔2022 年〕4 月 7 日）（<https://www.rodco.jp/news/124634/>最終閲覧日：令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）。

【プレス機のブレーキ】



(住友重機械工業株式会社の WEB サイト  
([https://www.shi.co.jp/products/machinery/forging\\_press/index.html](https://www.shi.co.jp/products/machinery/forging_press/index.html) 最終閲覧日令和 5 年 [2023 年] 9 月 11 日) )

【ブレーキシュー (自動車の例)】



(一般社団法人日本自動車連盟の WEB サイト (<https://jaf.or.jp/common/kuruma-qa/category-construction/subcategory-structure/faq075> 最終閲覧日令和 5 年 [2023 年] 9 月 11 日) )



【割りピンの使用例】



（ 監 督 が 教 え る 工 具 の 使 い 方 の WEB サ イ ト  
（<http://kougutukaikata.ikidane.com/waripinn.html> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月  
11 日））

もつとも、割りピンが装着されていないとか、脱落しても、支点ピンにかかる力の均衡により、同支点ピンが必ずしも直ぐにはずれかかるとい訳ではなく、そのまま運転操作も可能であり、支点ピンがはずれかかって同ピンにかかる力の均衡が崩れないと、その異常が摩擦音となって現れて来ない。

割りピンがどのような状態で装着されているかの点は、Y3（本件プレス機の修理を担当した業者）が用意した特定自主検査記録表の点検箇所及びプレスの毎日点検表の点検項目に挙げられていないけれども、前者の点検箇所としてブレーキが挙げられており、その点検内容として、締付ボルト、ナットの緩み、脱落など細部に亘る項目が示されているのであるから、これらの点検がなされれば、外部からの観察が可能な位置にある問題の割りピンの状態も、容易に把握することができる。

本件プレス機は、昭和五〇年七月頃に Y1 が訴外 A から購入したもので、Y2 が取締役工場長として専ら管理責任者の立場にあり、作業開始前に Y2 が作動させて、空気の圧縮や試し打をして機能点検などをした後、X（昭和三八年五月六日生）らに命じて運転操作をさせていたほか、毎月一日と一五日頃に、ブレーキ、クラッチ、給油の状態など全般に亘って点検していたのであるが、問題の割りピンの状況の確認は看過した。更に、本件プレス機については、労働安全衛生法四五条、同法施行令一五条、一三条及び同施行規則一三五条、一三五条の三所定の年一回の定期自主検査を実施していなかった。

本件災害当日も Y2 が本件プレス機による試し打などをして格別異常のないことを確認

したうえ、X に命じて鉄板の打ち抜き作業をさせた。ところが、X が約一時間位作業をし、三〇〇枚前後の製品を作った段階で本件災害が発生した。

本件災害発生直後に、関係者が調査したところ、本件プレス機用の座金と折り曲げられたことのない割ピン各一点が床面に落ちていた。

以上の経緯より、X は、X の直接の上司である Y2 に対し、故障しがちでくせのある機械であることを知りながら、何ら抜本的修理をすることもなく、又一切の安全教育や注意等することなく、雇入れ間なしで経験不足の X に対し、敢えて危険極まりない本件プレス機操作を単独で為すことを命じた過失があるとして、民法七〇九条に基づく損害賠償請求をした。

また、X は、使用者である Y1 に対し、民法七一五条一項に基づく損害賠償請求、及び、Y1 と X 間の雇用契約上、Y1 おいて X を働かせるにつき危険が X に及ばないように日頃点検作業を行い、安全保護すべき義務（安全保証義務）があることを理由に、債務不履行に基づく損害賠償請求をした。また、本件プレス機の修理を担当した Y3 についても、（その修理担当者が）割ピンの問題を見過ごしたとして、不法行為（ないし使用者責任）による損害賠償請求を行った。

#### <判旨～X 請求認容～>

「Y2 は、取締役工場長として、本件プレス機を含む板金部門の万般につき専ら管理責任を負う立場にあったところ、毎日始業点検（労働安全衛生規則一三六条）を実施していたうえ、毎月一日と一五日頃にも全般に亘り点検を実施していたのであるが、一年以内ごとに一回の実施が義務づけられている検査業者による検査が一度も履行されていなかったのだから、日常の右点検はそれなりに入念になされなければならなかったというべきである。そして、かかる観点からの入念な点検が実施されておれば、割ピンの状況を把握でき、本件事故の発生を未然に防止できたのに、Y2 においてこれを懈怠したといわなければならない。したがって、Y2 は、本件事故により生じた損害を賠償すべき責任がある。……Y1 は、本件プレス機を所有する事業者として、プレスのブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持しなければならず（労働安全衛生規則一三二条）、また前叙のとおり一年以内ごとに一回、定期的に検査業者をしてブレーキ系統の異常の有無を検査させなければならないのに、これを実施していないのである。いうまでもなく、かかる検査は本件の如き事故を防止し、労働者の安全と健康を確保するため、事業者に課せられた義務であり、これが懈怠は労働者に対する安全配慮義務違反というべく、Y1 は、債務不履行責任を負わなければならないし、民法七一五条一項の規定による不法行為責任も負うというべきである。」

#### <汲み取り得る示唆>

本判決は、特定自主検査に関し、災害「を防止し、労働者の安全と健康を確保するため、

事業者に課せられた義務」と解した。その上で、当該義務違反につき、「労働者に対する安全配慮義務違反」を構成し、使用者は債務不履行責任や使用者責任を負う旨を述べた。

本件において、使用者は、上記義務違反だけでなく（\*あるいは、当該義務違反の結果）、プレスのブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持しなければならなかった（労働安全衛生規則 132 条）にもかかわらず、これについても懈怠していた。

このような事案の性格に鑑み、裁判所は、安全配慮義務の具体的内容を検討するに当たり、労働安全衛生規則が定める安全衛生の基準についても十分に参酌したものである。

なお、上司（取締役工場長）に対しても、特定自主検査が実施されていないことを踏まえ、不法行為責任を認めている。

(2) 二階建て倉庫に設置された荷物運搬用の昇降機による荷降ろし作業中リフトに挟まれて死亡した災害につき、昇降機の据付・納入業者に指示・警告義務を怠った過失があるとして不法行為責任が認められた例（山口地判平成 3 年 2 月 27 日 westlaw\_1991WLJPCA02270001）

#### <事実の概要>

亡 A は、被災当時、訴外 B に雇用されていた。Y1（被告）は、訴外 B から Z（被告ら補助参加人）が製造するクマリフトの設置を含む鉄骨二階建倉庫新築工事を請け負い、当該工事を完成させ、引き渡した。Y2（被告）は、Z の唯一の総代理店であり、Y1 に本件クマリフトを納入するとともに、Y1 から依頼されてその据付工事を担当したものである。なお、X1～X3（原告ら）は、亡 A の相続人である。

亡 A は、訴外 B に昭和六二年四月入社し、現場作業員として主として製品の出荷・搬出等の業務に従事していたところ、同年九月一〇日午後四時五五分頃訴外 B 倉庫一階において、本件クマリフトを使用して二階から降ろされてくる製品の搬出作業に従事していた際、本件クマリフトに上半身を挟まれ、胸部・頸部圧迫により同日午後五時頃同所において死亡した。本件クマリフトは扉を閉めないでリフトが昇降しないという構造にはなっておらず、安全装置であるドアスイッチに触れると扉が閉まっていない状態であってもリフトが作動する危険があった。災害当時本件クマリフトが作動してリフトが上昇したのは、亡 A がドアスイッチを指で押さえるか、あるいは体の一部が何らかの事情でドアスイッチに触れた瞬間、二階にいた訴外会社従業員がたまたま移動ボタンを押して操作したことによるものである。

以上の経緯より、亡 A の遺族である X らは、本件クマリフトの納入業者でその据付工事を担当した Y2 及び亡良治の勤務会社である訴外 B から本件クマリフトの設置を含む倉庫新築工事を請け負った Y1 にそれぞれ過失があると主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした。

【クマリフト】



（クマリフト株式会社の WEB サイト（<https://www.kumalift.co.jp/product/>最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 24 日））

＜判旨～Y2 に対する請求につき一部認容～＞

「まず Y2 の責任について検討するに、本件クマリフトのようにその製品自体が危険物でなくても、一般に製造業者や販売業者などがその専門知識・経験に基づく合理的な判断によって製品の購入者などの利用者による不相当な使用や誤用等により生命・身体等に対する重大な侵害が惹起される危険性を予見できる場合には、利用者の知識・経験からしてその危険性が明白であるなど、当該製品の利用者がその危険性を具体的に認識していることが明らかでない限り、製造業者らには、製品の販売・納入等の際し、その利用者に対し、製品の安全な使用方法を充分指示・説明することは勿論のこと、右のような危険性を喚起し、不相当な使用や誤用等が行われないよう指示・警告して事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるといえるところ、その設置場所からしてドアスイッチが本件クマリフトを使用する者にとって発見し易い箇所にあつたうえ、繰り返し流れるアナウンスがうるさいことから、・・・・荷物の上げ降ろし作業に従事する者が、・・・・意図的にアナウンスの声を消すために、ドアスイッチに触れたり、これに改造を施すおそれがないわけではない」のに、Y2 は、本件クマリフトの納入業者でありながら、その「安全な使用方法についての充分な説明やドアスイッチの誤用等についての指示・警告もしなかったのであって、少なくとも Y がドアスイッチの誤用や改造について、そのようなことは危険であるから絶対行わないよう指示・警告するなどの適切な措置を講じてさえいたならば、亡 A が不用意にドアスイッチの機能を失わせるようなことを防止することができ、したがって、本件事故の発生を未然に回避することができたものと解されるから、この点において、Y2 に不法行為上の注意義務違反があることは明らかである」。

「.....なお X らは、Y1 に本件クマリフトに関し労働安全衛生法、クレーン等安全規則により定期自主検査が義務づけられていることを訴外 B に教示しなかった過失があると主張

するけれども、〈証拠〉によれば、本件クマリフトは労働安全衛生法施行令一条九号の簡易リフトに該当し、クレーン等安全規則により年一回、月一回の定期自主検査義務が事業者に課されているところ、Y2 は、Y1 に対し、本件クマリフトに関し定期自主検査の説明をしていないことが認められ、本件クマリフトの設置を含む倉庫新築工事を請け負った Y1 において、訴外 B に対し本件クマリフトに関し右のような定期自主検査を教示すべき義務があるとまでは認め難いから、X らの右主張は採用できない。」

<汲み取り得る示唆>

X らは、本件クマリフトの設置を含む倉庫新築工事を請け負った Y1 に対し、本件クマリフトに関し労働安全衛生法、クレーン等安全規則により定期自主検査が義務づけられていることを訴外 B に教示しなかった過失を主張したが、排斥されている。

判決理由では、そもそも、Y2 が、Y1 に対し、本件クマリフトに関し定期自主検査の説明をしていないことを挙げている。それゆえ、仮に Y2 が Y1 に対し上記説明を尽くしていた場合は、結論が変わり得た可能性も否定できない。

X らは、そもそも被災者の直接の雇い主（事業者）である訴外 B を被告としていないが、判決も指摘するように、定期自主検査の義務主体は事業者なので、仮に被告としていれば、過失責任を認められた可能性はあると解される。

(3) 建設機械を目的物とする所有権留保約款付き割賦売買契約において、建設機械の「瑕疵」の判断において、売主側の特定自主検査の実施が考慮された例（東京地判平成 24 年 10 月 30 日 westlaw\_2012WLJPCA10308019）

<事実の概要>

X（原告）と Y（被告）との間において、建設機械の所有権留保約款付き割賦売買契約が締結され、X は、Y1 に対して、建設機械を引き渡した。しかしながら、Y1 は割賦金を支払わず、期限の利益を喪失し、建設機械に関する X 及び Y1 間の使用貸借契約も失効した。これに伴い、X は、Y1 及び連帯保証人である Y2（被告）に対し、売買契約に基づく残金の支払い等を求めた。これに対して、Y らは、売買契約当時、建設機械に瑕疵があった旨を主張した。具体的には、自主検査を行っていたとしても、真実の検査は行われていない等と述べ、瑕疵のある売買契約の詐欺取消しを主張している。

<判旨～X の請求認容～>

「Y らは、本件各売買契約締結当時、本件各物件に瑕疵があったと主張する。しかし、証拠（甲 6、10、乙 4、5）及び弁論の全趣旨によれば、訴外 A（X の元請）は、本件各物件の引渡し前に本件各物件の検査を行っており、その結果、本物件 1 は、検査結果に問題はなく

……Y1 は、本件各物件の引渡しを受けた後、本件各物件を検収し、異議を述べることなく、物件受領証を交付したことが認められ、以上の事実によれば、本件各売買契約締結当時、本件各物件に瑕疵があったと認めることは困難である」（下線は筆者による）と述べ、Y らの主張を排斥した。

なお、上記証拠乙 4、5 については、検査結果を記載した特定自主検査記録簿である。

#### <汲み取り得る示唆>

本判決は、建設機械に対する特定自主検査の実施の事実を考慮し、「中古機械として通常有すべき品質・性能を欠いていたとまで認めるに足りない」と述べ、建設機械には、「瑕疵」がないと判断した。特定自主検査については、定期自主検査とは異なり、一定の資格を有する者に検査を実施させる等といった側面があるため、このような特定自主検査の性格が考慮され、上記のような結論になったように思われる。労働安全衛生法上の機械等に関する規制内容が民法上の「瑕疵」の判断において考慮されたことが特筆される。

### 3. 6 元行政官へのインタビューで示された今後の検討課題

元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）へのインタビューにより、今後の検討課題として、以下の意見が得られた。

「(1) 定期自主検査の対象機械等や検査の頻度について、現在は一律に定められているが、国が労働安全衛生について個別規制から事業者の自律的管理への移行を進める時代にあつては、リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が必要に応じて、検査頻度、検査項目、検査者などを定めることができるようにすべきではないか。このため、機械等のメーカーも製品のリスクアセスメントを実施し、当該機械等の設置使用に当たっての残留リスクを使用者側に伝えることが重要となる（15 年以上前から「機械等の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日基発 0731001 号）により行政指導がなされ、残留リスクの通知については大臣の指針（平成 24 年 3 月 16 日厚労省告示 132 号）がある）。

(2) 「本条 3 項の定期自主検査指針や法 28 条の技術上の指針及び健康障害防止指針、法 28 条の 2 のリスクアセスメント指針など数多くの指針が大臣告示として公布されている。現在、化学物質管理が先行し、事業者の自律的管理を基本とする法体系に移行されようとしているが、労働災害や職業性疾病の発生を予防するために事業者が行う措置と、こうした指針との関係を法律的に整理する必要がある。自律的管理の世界では、適切な措置を講じていたことの説明責任は事業者にあるが、仮に、国の指針（告示、公示、通達）に従った措置を講じていて業務上の災害などが発生した場合は免責されるのか。他方、新しい技術が開発され、また新たな知見が蓄積されていく中で、こうした国の指針の維持管理をどうするのかという問題もある。」（\*行政当局は、指針ならば直接的な法的拘束力はないため、望ましい措置を書き易いとの考えで発出してきたが、指針でもカバーできないリスクが多いとの指

摘とも解される<sup>24)</sup>

### 3. 7 その他

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会においては、2022 年〔令和 4 年〕11 月 1 日から 30 日までの 1 ヶ月間「令和 4 年度建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の一層の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っている<sup>25)</sup>。

## 4 第 46 条

### 4. 1 条文

（登録製造時等検査機関<sup>26)</sup>の登録）

第四十六条 第三十八条第一項の規定（\*特定機械等の製造輸入者、長期放置、使用廃止された特定機械等の再設置、使用希望者は、機械等の種別に応じ、都道府県労働局長か登録製造時等検査機関の検査を受けるべきこと等の定め）による登録（以下この条、次条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければな

<sup>24)</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>25)</sup> 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の WEB サイト（<http://www.sacl.or.jp/inspection/monthly/> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 27 日）

<sup>26)</sup> 令和 5 年〔2023 年〕6 月 8 日時点において、一般社団法人日本ボイラ協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、伊藤一夫氏の 3 者が挙げられている（厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/content/001041838.pdf> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕10 月 2 日））

- らない。
- 一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
  - 二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。
  - 三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
  - 四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
    - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。
    - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
    - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 事務所の名称及び所在地
  - 四 第一項の区分

#### 4. 2 趣旨と内容

##### 4. 2. 1 趣旨

特定機械等について行われる製造時等検査は、当該特定機械等が構造規格に適合しているか等について技術的に判断し、その結果に基づいて検査証の交付の可否を決定するものであるから、このような判断をなし得る設備や人的能力が備わった機関にふさわしい社会的信頼性、技術能力等が備わってなければならない。

本条は、登録製造時等検査機関の登録区分、登録基準等について定めたものである。登録基準については第 3 項が、第 1 号で検査設備、第 2 号で人的資源（検査員）、第 3 号で検査員及び業務の統括者、第 4 号で COI を要件としている。



なお、平成 26 年法第 82 号により、日本国内に事務所を有しない外国の機関も本条による登録ができることとされた<sup>27</sup>。

所定要件を充たした申請につき大臣による登録を義務づけた本条第 3 項は、規制改革の中、行政の恣意で登録の可否が運用されることがないように、国会のチェックが働く法律で定めること（従前は大臣告示で定められていた事項が法の別表となった）が求められたものといえる。検査代行機関制度は、他省に先駆けて整備・実施されていたことがあり、安衛法制定から暫くの時期は、他省のモデルと言われていた。1980 年代からの検査制度と検査機関制度の変遷は、我が国市場の対外開放の圧力の高まり、その後の我が国経済の停滞の中で、外国製造者の日本市場へアクセスの改善、さらには規制緩和、行政改革という観点から政治主導で行われてきた。登録製造時等検査機関が製造時等検査を行うのは、現状、ボイラーと第一種圧力容器のみであり、製造時等検査の対象となる特定機械等のうち、移動式クレーンとゴンドラについては、現在も国が検査を行っている<sup>28</sup>。

本条が、もともと性能検査を規制対象としていたところ、製造時等検査（法第 38 条）の実施機関を規制対象とするようになったのは、法改正の中で、検査代行機関に役割が託されるようになった結果、性能検査より基軸的な検査に当たる検査を託されるようになったことによると解される。現に、登録性能検査機関に関する法第 53 条の 3、登録個別検定機関に関する法第 54 条、登録型式検定機関に関する法第 54 条の 2 は、製造時等検査機関に関する本条を準用しているので、本条の定めは、これらの検査機関のデフォルトにもなっていることが窺われる。落成検査や変更検査等は、製造時等検査を定めた法第 38 条第 3 項で定められているが、未だ国による検査とされている。

#### 4. 2. 2 内容

##### (1) 登録の区分及び検査の対象

本条第 1 項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりであり（登録省令第 1 条の 2 の 45）、これらがそのまま検査の対象機械等となっている。

- ①令第 12 条第 1 項第 1 号のボイラー
- ②令第 12 条第 1 項第 2 号の第一種圧力容器

##### (2) 登録の申請

本条第 1 項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第 4 号の 2）に、次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 1 条の 3）。

<sup>27</sup> 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会、令和 2 年〔2020 年〕）606～607 頁。

<sup>28</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取り調査による。

- ①定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
  - ②申請者が本条第 2 項各号及び第 3 項第 4 号のイからハまでの規定に該当しないことを説明した書面
  - ③役員の氏名、略歴及び社員、株主等の構成員の氏名
  - ④製造時等検査に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能
  - ⑤本条第 3 項第 3 号に規定する者（\*所定の知識経験を有し、検査員を指揮し、検査業務を管理する者）及び検査員の経歴及び数
  - ⑥製造時等検査の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要
- なお、⑤の「検査員の経歴」については、最終学歴、実務経験及び必要な研修の履歴がある（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。
- また、本条第 1 項で、「製造時等検査を行おうとする者」とは、法人又は個人であること（同前）。

### (3) 登録の基準等<sup>29</sup>

厚生労働大臣は、本条第 1 項の登録の申請があった場合、その内容が次の登録の基準の要件にすべて適合しているときに、登録を行うものとする（本条第 3 項、掲示した法別表のほか、平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

①法別表第 5 の機械器具その他の設備（超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定機、フィルム観察器、写真濃度計）を用いて製造時等検査を行うものであること

②製造時等検査を実施する検査員が法別表第 6 第 1 号の次の条件のいずれかに適合する知識経験者であり、検査員の数が年間の製造時等検査の件数を 800 で除して得た数（法別表第 6 第 2 号）以上であること（\*検査員は 1 人で年間 800 件以上を担当すべきでないとの示唆）

イ 大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者で、特別特定機械等の構造、材料及び試験方法、工作及び試験方法、附属装置及び附属品、関係法令、強度計算方法及び検査基準の学科研修の時間が 160 時間以上であり、登録製造時等検査機関が行う検査実習を 10 件以上修了しているもの

ロ 高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者で、イの学科研修を 210 時間以上、イの検査実習を 15 件以上修了したもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有するもの

③次に掲げる法別表第 7 の条件のいずれかに適合する知識経験を有する「検査長・主任検査員」が他の検査・検定員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること

---

<sup>29</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）401～403 頁。

イ ②のイの工学関係大学等卒業者で、特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に 10 年以上従事した経験を有するもの

ロ ②のロの工学関係高等学校等卒業者で、③のイの業務に 15 年以上従事した経験を有するもの

ハ ③のイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

なお、この「検査長・主任検査員」は、②の検査・検定員とは別に、③の規定する知識を有し、検査・検定の業務に関し、次の業務を統括管理する（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

イ 関係法令及び業務規程に規定された検査・検定の基準等に基づき、適正な検査・検定が行われるよう検査・検定員の指揮を行うこと

ロ 検査・検定業務に関する監査指導を行うこと

ハ 検査・検定員の研修を行うこと

④登録申請者が、特別特定機械等を製造又は輸入する者に支配されている者として、次のいずれかに該当しないこと

イ 登録申請者が株式会社である場合、支配するものが親法人であること

ロ 登録申請者の役員に占める製造又は輸入業者の役員又は職員（過去 2 年間の該当者を含める。）の割合が 2 分の 1 を超えていること

ハ 登録申請者が製造業者等の役員又は職員（過去 2 年間の該当者を含める。）であること

#### (4) 登録の記載事項

登録は、登録製造時等検査機関登録簿に、①登録年月日及び登録番号、②氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名、③事務所の名称及び所在地、④本条第 1 項の区分を記載して行われる（本条第 4 項）。

なお、③の「事務所」とは、検査・検定員が配置され、検査・検定を実施することができる体制にある事務所をいう（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

#### 4. 3 沿革

[安衛法制定時の条文]

（検査代行機関の指定）

第四十六条 第四十一条第二項の規定（\*検査証の有効期間の更新を希望する者は、労基署長か労働大臣が指定する検査代行機関による性能検査を受けるべき旨の定め）による指定（以下この条において「指定」という。）は、労働省令で定める区分ごとに、同項の性能検査（以下「性能検査」という。）を行なおうとする者の申請により行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
  - 三 法人で、その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者があるもの
- 3 労働大臣は、第一項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

\*この時点では、製造時等検査ではなく、有効期間の更新時の性能検査を前提としており、登録申請者が所定要件を充たしていれば登録すべき旨の規定（現行第 3 項）も、登録簿の必要的記載事項の定め（現行第 4 項）もなかった。COI に関する第 3 項第 4 号の定めもなかった。

現行安衛法制定当時は、性能検査のみが、検査代行機関の指定対象とされていた。製造検査、構造検査、溶接検査、使用検査、落成検査、変更検査、使用再開検査は国が検査をしていた。

その後、徐々に官から民への流れが生じ、検査制度もその例外ではなくなった。たとえば、平成 4 年法改正（同年法律第 55 号）を審議した第 123 回国会参議院労働委員会第 7 号（平成 4 年 5 月 14 日）では、北山宏幸政府委員が以下のように述べていた。

「いわゆる保安四法に関連しまして、労働安全衛生法、消防法、それから高压ガス取締法に基づきまして、労働省、消防庁及び通産省がそれぞれの立場からボイラー、压力容器等に関しまして所定の検査を行っているわけでございますけれども、そういうものにつきまして、一定の機関が複数の法律に基づく検査もあわせて行うことがより合理的であるというようなことから、指定検査機関等による相互乗り入れができるように、今回製造時等検査について指定機関が行うことができるようにしたいというふうに考えているところでございます」。

「労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律の施行について（平成 4 年 5 月 22 日基発第 43 号）」にも、同様の記述がある。

性能検査は、一度検査した機械の「検査証の更新を受けようとする場合の検査」であって、既に国による審査（製造許可の審査、製造時等検査）を受けているため、検査の重要度が劣る。そこで、現行安衛法制定当時も、検査代行機関に託されていたが、その後、製造時等検査のような基軸的な検査も検査代行機関に託されるようになったということであろう。

その結果、製造時等検査に関する法第 46 条は総則的な役割を果たす中核規定となり、性能検査等に関する規定は、それを準用する形式が採られたものと思われる。

その後、平成 14 年 3 月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、国から公益法人等が委託等を受けて行っている検査、検定、資格付与

等の事務及び事業についても、官民の役割分担及び規制改革の観点からの見直しを行うこととされた。厚生労働大臣も、これらの事務及び事業を行わせる者を指定する制度から、法定要件に適合する者については、行政の裁量の余地のない形で登録を受け、これを行う制度へと改める等の措置を講じることが求められた（平成 15 年 7 月 2 日基発第 0702003 号）。

これを受け、平成 15 年法律第 102 号には、登録基準の明確化等がなされると共に、本条第 3 項各号の要件（受検者との COI も含まれる）を充足する場合の登録が行政の裁量ではなく、き束行為とされた。

その後、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）により、本条第 4 項の規定が整理された。

また、平成 26 年法律第 82 号により、貿易障壁の解消を目的として、日本国内に製造時等検査等の業務を行う事務所を有しない外国に立地する製造時等検査機関についても、外国登録製造時等検査機関として登録を受けられるものとされた。これに伴い、本条においても、外国登録製造時等検査機関に関する言及が加わった（本条第 3 項第 4 号イ）。

#### 4. 4 元行政官への聞き取り調査から得られた運用実態に関する情報と制度改正への意見

本条の運用に際しては、国の検査官の充足と、検査機関側の検査員の養成・確保の両面で時間を要しているのが実態である。

特定機械等に係る検査のうち、現在国（労働基準監督署）が行っている落成検査、変更検査及び使用再開検査（休止届を提出して使用を休止し、有効期間を徒過した機械等を再び使用しようとする場合に行う検査）は、必要とされる技術能力から考えると登録検査機関の民間の専門検査機関に移行可能だし、早期に移行すべきであろう。構造規格への適合を専門技術的に点検しなければならない検査を検査経験の少ない労働基準監督官が行っている状況も見られる。近い将来、検査全般を登録機関に移行することになると思われるが、そうになると、関連する設置届や変更届、製造許可、各種報告など、検査に関わる仕組み全体の再整理が必要になろう<sup>30</sup>。

## 5 第 46 条の 2

### 5. 1 条文

（登録の更新）

第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

<sup>30</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取り調査による。

## 5. 2 趣旨及び内容<sup>31</sup>

登録製造時等検査機関が一定の期間ごとに更新を受けなければ登録の効力を失うことを定めたものである。

なお、政令で定める期間は、5 年である（令第 15 条の 2）。

また、法第 46 条第 2 項から第 4 項までに規定する登録に関する要件は、更新の際にも準用される。

個人の登録も可能であり、登録に更新制度を設けることにより、検査実績がないまま登録が維持される等のいわゆる幽霊登録を回避できることになる<sup>32</sup>。

## 6 第 47 条

### 6. 1 条文

（製造時等検査の義務等）

第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

### 6. 2. 1 趣旨

登録製造時等検査機関は、検査の代行については公的な性格をもつものであるから、平素から検査実施体制を整備し、製造時等検査の申請があった場合には、遅滞なくこれを実施するようにしなければならない。

この趣旨を徹底するため、本条は製造時等検査を行うことを求められた場合の応諾義務について定めるとともに、検査の適正な実施を図る見地から、検査員の資格を持つ者に検査を行わせるよう規定したものである<sup>33</sup>。

<sup>31</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）404 頁。

<sup>32</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取り調査による。

<sup>33</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）405 頁。

## 6. 2. 2 内容

### (1) 「公正」

特定の者を不当に差別的に取り扱わないことである。公正でない行為の具体例として、①登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関が特定の取引関係のある者に対して検査料に差を設けること、②受検者によって検査・検定の結果に異なる判定基準を適用することなどがある（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

### (2) 「厚生労働省令で定める措置」

次のとおりである（登録省令第 1 条の 5）。

①ボイラー等の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、試験を行わないこと

②ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、ボイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと

③ボイラー等の同試験の実施に当たり、試験を続行することによる危険が予想されるときは、試験を中止すること

### (3) 検査の対象

①令第 12 条第 1 項第 1 号のボイラー（小型ボイラー等を除く）

②令第 12 条第 1 項第 2 号の第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）

なお、これらについては、定期的に自主検査を行うべき機械等（法第 45 条第 1 項、令第 15 条第 1 項 1 号）には該当するが、特定自主検査を行なうべき機械等（法第 45 条第 2 項、令第 15 条第 2 項）には該当しない。

## 6. 3 沿革

[安衛法制定時の条文]

### (性能検査の義務等)

第四十七条 検査代行機関は、性能検査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能検査を行なわなければならない。

2 検査代行機関は、性能検査を行なうときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

\* 当時は、対象が製造時等検査ではなく、性能検査とされていた。検査の応諾と検査員に検査させるべき定めは現行と同じだが、構造基準に適合した方法で検査すべきことや、検査方法から生じる危険防止措置を講ずべきことなど、広義には検査方法に関する定めがその後

に追加された<sup>34</sup>。

#### 6. 4 運用

##### 6. 4. 1 元行政官へのインタビューから得られた情報

元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）へのインタビューにより、以下の情報が得られた。

「検査機関の健全な経営上、検査に要する時間の効率化（特に、検査場所までの往復の時間）や検査基数の年間を通じた平準化、検査員数の合理化を図ることが重要であるが、検査業務の公益性の観点から、遠隔地での検査や有効期間切れ直前での検査の依頼に遅滞なく対応することとの両立に苦慮する場面が多い。」

##### 6. 4. 2 業務停止命令の例

厚生労働大臣による命令の例（厚生労働省平成 21 年〔2009 年〕8 月 31 日公表）（但し、本条を準用する第 53 条の 3 違反による例）

社団法人ボイラ・クレーン安全協会いわき事務所が平成 19 年 11 月 21 日及び平成 20 年 8 月 7 日に実施したクレーンの性能検査において荷重試験を行わなかったものがあったこと、同協会茨城事務所が平成 19 年 1 月 17 日から平成 20 年 5 月 21 日までの間に実施したクレーンの性能検査において定格荷重未満の荷を用いて荷重試験を行ったものがあったこと、同協会福岡事務所が平成 19 年 6 月 25 日に実施したクレーンの性能検査において定格荷重未満の荷を用いて荷重試験を行ったものがあったことが明らかとなり、同協会いわき事務所の業務について業務停止 6 月、茨城事務所の業務について業務停止 3 月及び福岡事務所の業務について業務停止 2 月が命じられた。

##### 6. 4. 3 関係判例

以下では、対象条文である安衛法 47 条 3 項を準用する同法 53 条の 3 との関係において、ボイラ・クレーン安全協会事件東京地裁平成 30 年 11 月 9 日及び同判決の控訴審である東京高裁平成 31 年 4 月 17 日を挙げる。なお、事案の概要等については、労働安全衛生法第 41 条の逐条解説を参照されたい。

(1) 1 審：東京地裁平成 30 年 11 月 9 日判決 westlaw\_2018WLJPCA11098015

労働安全衛生法第 41 条第 2 項が規定する性能検査を行う際に隔離基準との適合性を検査すべきものであるか否かにつき、原告は、「クレーンの性能検査について、安衛法 53 条の 3 において読み替えて準用される安衛法 47 条 3 項の規定に違反したというのは、構造規格に適合する方法によりクレーンの性能検査を行わなかったことを意味するところ、構造規

---

<sup>34</sup>第 46 条の沿革（4.3）も併せて確認されたい。



格には離隔基準について触れるものは全くないから、性能検査を行う際に離隔基準との適合性を検査すべきものとはいえない旨や、安衛法 53 条の 3 において読み替えて準用される安衛法 47 条 3 項の規定が特定機械等の設置時における検査を前提としておらず、同項にいう「基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法」に特定機械等の設置を前提とする離隔基準が含まれると解する余地もない旨」の主張をした。

これに対して、裁判所は、「性能検査に関する安衛法及びクレーン則の定めを始めとする安衛法及びクレーン則の構造や内容等を前提とすると、登録性能検査機関は、性能検査において、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行う必要があり、その際、検査の対象となるクレーンがクレーン則 13 条の規定に適合していることについてもこれを検査しなければならないから、安衛法 53 条の 3 において読み替えて準用される安衛法 47 条 3 項の規定が、登録性能検査機関は、安衛法 37 条 2 項の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法により性能検査を行わなければならない旨を規定している以上、構造規格に離隔基準について触れるものがないことについて論ずるまでもなく、安衛法 53 条の 3 において読み替えて準用される安衛法 47 条 3 項の規定は、上記のような内容の性能検査を行うべきことを登録性能検査機関に義務付けていると解するのが相当である」と判断し、原告の主張を排斥した。なお、下線部は筆者による。

(2) 控訴審：東京高裁平成 31 年 4 月 17 日判決 westlaw\_2019WLJPCA04176007

判決は、以下のように述べて、控訴を棄却した。

すなわち、安衛法 53 条の 3 の規定により登録性能検査機関に読み替えて準用される登録製造時等検査機関に関する安衛法 47 条 3 項は、登録性能検査機関は公正かつ「第 37 条第 2 項（都道府県労働局長が行う特定機械等の製造許可）の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法」により性能検査を行わなければならないと定めており、安衛法 37 条 2 項は「特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ」製造の許可をしてはならない旨を定め、同条項に基づいてクレーン構造規格が定められている。

加えて、その「第 37 条第 2 項の基準のうち特定機械等の構造に係るものに適合する方法」については、厚生労働省労働基準局長通達平成 16 年 3 月 31 日付け通達「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」（基発第 0331008 号）において、検査項目、検査の方法、判定基準を定めたとして別紙「性能検査に係る検査の方法等」が定められており、離隔基準への適合性もその対象とされ、X も、その業務規程において、前記の通達に反する内容を定めるものとは解されないのであるから、性能検査に離隔基準への適合性は含まれないと解することは困難である。

また、X は、安衛法 53 条の 3 の規定により性能検査機関に読み替えて準用される登録製造時等検査機関に関する安衛法 47 条 3 項の規定では「特定機械等の構造に係るものに適合

する方法」と規定されていることから、建設物等と歩道との距離は「構造」には該当しないと主張するようであるが、前記の通達における検査項目、検査内容及び判定基準等に照らすと、「クレーンの各部分」に該当する「歩道」と建設物等との距離も、当該検査対象が「歩道」として機能するために有すべき構造に係るものと解される」（\*下線は筆者が添付した）。

### (3) 汲み取り得る示唆<sup>35</sup>

法第 41 条等に紐付く検査機関に関する省令の規定が、当該機関の処分の根拠として用いられ得ること、その際、合目的的に、若干広い解釈が取られ得ることが示唆される。

判決は言及しなかったが、確かに、クレーン則第 42 条は、性能検査を受ける際の措置として、落成検査を受ける場合の措置を定めるクレーン則第 7 条を準用するとしている。また、2 審が示唆したように、厚労省が登録性能検査機関の代表者宛に発出した通達（平成 16 年 3 月 31 日基発 0331008 号）では、性能検査の方法について、「クレーンの設置場所等について、・・・・建設物との間隔、基礎部分の傾斜等を確認すること」とし、クレーン則第 13 条から第 15 条への適合を求めていることから、性能検査には落成検査と同様の検査が求められよう。

## 7 第 47 条の 2

### 7. 1 条文

（変更の届出）

第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号（\*登録簿に記載する氏名又は名称及び住所、法人の場合代表者氏名）又は第三号（事務所の名称及び所在地）の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 7. 2 趣旨及び内容

登録製造時等検査機関が登記簿に記載する氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）、事務所の名称及び所在地を変更する場合、変更しようとする日の 2 週間前までに厚生労働大臣への届出義務があることを規定したものである。なお、変更の届出をするにあたっては、登録製造時等検査機関登録事項変更届出書（様式第 1 号の 5）を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 1 条の 5 の 2）。

## 8 第 48 条

<sup>35</sup> この項目の執筆は三柴丈典氏による。

## 8. 1 条文

（業務規程）

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

## 8. 2 趣旨及び内容

登録製造時等検査機関は、製造時等検査業務を公正、かつ、円滑に実施するため、業務運営のよりどころとなる業務規程を定め<sup>36</sup>、製造時等検査の業務の開始の日の 2 週間前までに、業務規程届出書（様式第 2 号）に添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 1 条の 6 第 1 項）。登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次の①から⑨とされている（登録省令第 1 条の 6 第 2 項各号）。

①製造時等検査の実施方法

②製造時等検査に関する料金

③②の料金の収納方法に関する事項

④製造時等検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

⑤製造時等検査に合格した登録省令第 1 条の 3 の申請に係る特定機械等についての刻印に関する事項

⑥検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

⑦製造時等検査に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

⑧法第 50 条第 2 項第 2 号及び第 4 号並びに同条第 3 項第 2 号及び第 4 号の請求に係る費用に関する事項

⑨①から⑧までに掲げるもののほか、製造時等検査の業務に関し必要な事項

なお、業務規程を変更しようとするときは、業務規程変更届出書（様式第 3 号）を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 1 条の 6 第 3 項）。

## 8. 3 沿革

元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）へのインタビューにより、以下の情報が得られた。

「従前の性能検査代行機関時代は、検査基準や検査料金を含む業務規程の制改訂は大臣の事前認可事項であり、検査機関にはその遵守義務が課せられていた。登録機関制度では、こ

<sup>36</sup>労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）407 頁。

うした事前規制を止め、登録後の業務監査を厳格に行い、事後的に厳正な制度運営を確保することとされた。平成 15 年の法改正で削除された第 3 項は、現行第 52 条の 2 が同じ機能を果たしている。」

[安衛法制定時の条文]

(業務規程)

第四十八条 検査代行機関は、性能検査に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が性能検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

\*当時は、性能検査を行う検査代行機関向けの規定であったほか、何より、業務規程につき大臣の認可を必要とした。また、変更命令を定める第 3 項があったが、上記の通り、平成 15 年法改正で削除され、現行法では第 52 条の 2 が同じ機能を果たしている。

[平成 4 年法律第 55 号による改正後]

(業務規程)

第四十八条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製造時等検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

[平成 11 年法律第 160 号及び平成 15 年法律第 102 号による改正後]（現行）

(業務規程)

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 (削除)

## 9 第 49 条

### 9. 1 条文

（業務の休廃止）

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 9. 2 趣旨及び内容

登録製造時等検査機関が気ままに検査業務の全部又は一部を休止したり、廃止したりしては、製造時等検査制度全般を適正に運営することが困難となり、公益上問題が生ずる。

このため、本条は、登録製造時等検査機関が、製造時等検査の業務の休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、製造時等検査業務休廃止届出書（様式第 4 号）を厚生労働大臣に提出しなければならないことを規定したものである（登録省令第 1 条の 7 第 1 項）<sup>37</sup>。

この届出が製造時等検査の業務の廃止の届出である場合は、製造時等検査を行った製造時等検査対象機械等について記載した帳簿（同令第 1 条の 9）の写しを添付しなければならない（同条第 2 項）。

登録製造時等検査機関が、その登録を取り消されたとき又はその登録が効力を失ったときにも、上記帳簿（同令第 1 条の 9）の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない（同条第 3 項）。

登録製造時等検査機関の役員又は職員が、本条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第 1 号）。

検査機関が登録取消し等になった後も適用する必要があることもあって、役員等個人の刑事責任を追及することになったものと察せられる。

本条は、検査機関の指定制度から登録制度への移行に際し、休廃止の事前認可から事前届出に変更された経緯がある。もっとも、仮に休廃止する場合には、受検者に迷惑がかからないよう、他の検査機関や国との事前調整が必要となるので、変更の実質的な意味があったかは定かでない<sup>38</sup>。

## 10 第 50 条

<sup>37</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）409～410 頁。

<sup>38</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）からの聞き取りによる。

## 10. 1 条文

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表（\*特定の日（決算日）の企業の資産・負債・純資産の金額と内訳を示す表。企業の資金調達方法や財政状況がわかる<sup>39)</sup>）及び損益計算書（\*一定期間（決算期）の企業の利益と支出を示す表。該当の期の利益の生み出し方や額がわかる<sup>40)</sup>）又は収支決算書（\*一定期間（決算期）の収支をまとめた書類の通称。「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」などの3点以上の書類を指す<sup>41)</sup>）並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

<sup>39)</sup> 株式会社オービックビジネスコンサルタントの WEB サイト（監修：石割由起人氏 <https://www.obc.co.jp/360/list/post213> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 23 日）。

<sup>40)</sup> 株式会社オービックビジネスコンサルタントの WEB サイト（監修：石割由起人氏 <https://www.obc.co.jp/360/list/post213> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 23 日）。

<sup>41)</sup> freee 株式会社の WEB サイト（<https://www.freee.co.jp/kb/kb-accounting/about-settlement-of-accounts/> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 23 日）。

- 一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 10. 2 趣旨及び内容

### 10. 2. 1 趣旨

登録製造時等検査機関は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、5 年間、事務所に備えるとともに、毎事業年度、作成した財務諸表等のうち、損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと等を規定したものである<sup>42</sup>。

本条第 4 項所定の財務状況に関する所管大臣への届け出については、本法制定時から存在したが（当時はそれに相当する定めのみ）、平成 15 年の安衛法改正（平成 15 年 7 月 2 日法律第 102 号）<sup>43</sup>で現在の定めになったものである。

これは、平成 12 年の機関則（登録製造時等検査機関等に関する規則〔昭和 47 年労働省令第 44 号〕）。現在の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の改正により、公益法人要件が指定基準から除外され、さらに登録制度に移行し、検査・検定機関の数が増えると予想されたことから、受検者の検査・検定機関選択のための情報入手を保障することが目的で設けられたと思われる。例えば、新しい検査・検定機関から他機関に比べて相当程度低額の料金が提示されたであった場合などに、その経営の安定度から信頼性を探るために活用できる仕組みと思料される<sup>44</sup>。

<sup>42</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）412 頁。

<sup>43</sup> 後掲の通り、この法改正では、平成 14 年〔2002 年〕3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を踏まえ、国から公益法人等が委託等を受けて行っている検査、検定、資格付与等の事務及び事業について、官民の役割分担及び規制改革の観点からの見直しを行った。

<sup>44</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）による。

## 10. 2. 2 内容

### (1) 財務目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書

本条の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）が検査、検定、技能講習又は教習（以下「検査等」という。）以外の事業を行っている場合には、登録機関が法人であるときは、その事業も含めた法人全体の財務の状況を、登録機関が個人であるときは、その事業も含めた個人全体の財務の状況を明らかにしたものでなければならない。

また、検査等の業務に係る会計は、他の業務に係る会計とは区分されていることが必要である（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

### (2) 検査・検定

検査・検定については、本条の営業報告書又は事業報告書は、登録を受けた事業の内容が明らかになっているもので足り、登録を受けた検査・検定の区分ごとに次の事項が記載されていなければならない（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

- ①検査・検定事務所ごとの検査・検査員の数
- ②検査・検定事務所ごとの検査・検定件数
- ③検査・検定事務所ごとの検査・検定の合格件数
- ④検査・検定事務所ごとの検査・検定による検査・検定料金の収入

### (3) 財務諸表等の備付け

本条第 2 項は、受検者、受講者その他の利害関係人（以下「受検者等」という。）が登録機関を選択する際には、その経理状況及び事業の状況を自らの責任で判断する必要があることから、その判断に不可欠な財務諸表等の備付けを登録機関に義務づけ、受検者等がその閲覧等を請求できることとしたものである。

また、検査・検定については、本条第 3 項の損害保険契約の契約内容を記載した書類についても同様の趣旨である（平成 16 年 3 月 19 日 基発 0319009 号）。

### (4) その他の利害関係人

本条第 2 項の「その他の利害関係人」とは、検査・検定においては受検希望者の代理人等が含まれる（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

### (5) 財務諸表等の作成・閲覧

本条の財務諸表等については、登録後の毎事業年度において作成し、閲覧等に供するものであり、登録初年度の財務諸表等の備付け等は義務付けられていないが、(3)の趣旨からも、登録初年度においても財務諸表等のうち財務目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書を作成し、本条の規定を措置できるようにすることが望ましい（平成 16 年 3 月 19 日



基発 0319009 号）。

(6) 電磁的記録に記録された事項を表示する方法

本条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 3 号に規定する「厚生労働省令で定める方法」とは、その電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法である（登録省令第 1 条の 7 の 2）。

(7) 電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法

本条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法とは、次に掲げる方法のうち、いずれかの方法である（登録省令第 1 条の 7 の 3）。

①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（e メールによるデータ送信、クラウド保存したデータへのアクセス方法の伝達等）

②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（USB 等）をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(8) 罰則

登録製造時等検査機関が、本条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに本条第 2 項の規定による請求（利害関係者からの財務諸表等の閲覧等の請求）を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処せられる（法第 123 条第 1 号）。

## 11 第 51 条

### 11. 1 条文

（検査員の選任等の届出）

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 11. 2 趣旨及び内容

登録製造時等検査機関は、検査員を選任又は解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に、選任の場合は検査員選任届出書（様式第 5 号）を、解任の場合は検査員解任届出書（様式第 6 号）を提出しなければならないことを定めたものである（登録省令第 1 条の 8）。

本条は、当初は、検査員（当初は法第 47 条第 2 項所定の性能検査の実施者）の有効な選

任には所管大臣の認可を要すること、及び、所管大臣による不適任な検査員の解任につき定めていたが、検査機関の純民間委託を図った平成 15 年法律第 102 号による全面改正により、現在の定めとなった。

## 12 第 52 条

### 12. 1 条文

（適合命令）

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 12. 2 趣旨及び内容

厚生労働大臣において、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が登録申請者の要件（第 1 号：検査設備、第 2 号：人的資源〔検査員〕、第 3 号：検査員及び業務の統括者、第 4 号：COI）のいずれかに適合しなくなつたと認めたときは、その検査機関に対し、要件に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができるとしたものである。

本条において、適合命令の具体的内容は定められておらず、また、次条の改善命令と異なり、平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号においても、その言及がない。それゆえ、適合命令の具体的内容については厚生労働大臣の裁量に委ねられているものと思われる。

なお、本条に、「外国登録製造時等検査機関」の定義が設けられているが、その内容については、準用規定である安衛法第 52 条の 3 にて言及するものとする。

## 13 第 52 条の 2

### 13. 1 条文

（改善命令）

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 13. 2 趣旨と内容

### 13. 2. 1 趣旨

厚生労働大臣において、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が法第 47 条の規定（第 1 項：検査の応諾、第 2 項：検査員による実施、第 3 項：公正及び所定の構造基準に適合した方法による検査の実施、第 4 項：検査方法に由来する危険の防止措置の実施）に違反していると認めた場合、その機関に対し、改善を命じることができることを定めたものである。

### 13. 2. 2 内容

登録機関が公正な検査等を実施しなかった場合に当該登録機関に命ずる「業務の方法の改善に関し必要な措置」には、受検者又は受講者に対し、たとえ一旦は合格とされた検査等の結果がその要件を充たさないとして無効であることを通知させること、再検査、再検定、再講習又は再教習を命ずることを含む（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）。

本条は、法第 50 条の改正（検査機関による財務諸表等の作成・備付けと、受検者等利害関係者による閲覧等の請求に関する第 1 項ないし第 3 項の追加）や法第 51 条の改正（所管大臣による選任の認可や解任命令の届出制への変更）等と同様に、検査機関にかかる行政の管理を緩和して民間委託を強化する趣旨、すなわち、検査業務等の事前規制型から事後監視型への移行を図ったものである。

ただし、外国登録製造時等検査機関の外国にある事務所に対して行政命令を発することは困難なので、前条（法第 52 条）と本条では、一旦当該機関を適用対象から除外し、法第 52 条の 3 において、命令ではなく、請求することとしている。

法第 47 条の側からみれば、同条違反の際には、本条所定の大臣の改善命令のほか、法第 53 条の大臣による登録取消しや業務停止命令を受ける可能性が生じることとなる。

元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）によれば、ここで罪刑法定主義にかかる問題が生じ得る。すなわち、このうち法第 47 条違反にかかる本条（法第 52 条の 2）による大臣の改善命令（従わない場合には罰則あり）発出の判断基準が、上掲の局長通達（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）で定められたと解されており、これにより、局長通達違反を理由に大臣命令が出され、それに従わなければ刑事罰が科されることとなることによる。

## 14 第 52 条の 3

### 14. 1 条文

（準用）

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

## 14. 2 趣旨と内容

### 14. 2. 1 趣旨

2014 年〔平成 26 年〕改正法律第 82 号により、法第 52 条の 3 として、新たに追加されたものである。この改正は、世界的に貿易の障壁の撤廃に向けた国際的な動きに対応する観点から規制を見直す必要を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造する際に受検すべき登録検査・検定機関のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関も、その登録を受けられることとしたものである。

登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はない。

ただし、労働基準監督署が実施する落成検査は、引き続き受ける必要がある<sup>45</sup>。

### 14. 2. 2 内容

#### (1) 外国登録製造時等検査機関等

「外国登録製造時等検査機関」については、安衛法第 52 条において、「外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関」とであると定義づけられている。

外国登録製造時等検査機関等の登録の申請をしようとする者が提出すべき添付書類について、申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの、外国に居住する外国人である場合には、住民票の写しに準ずるものとされている（登録省令第 1 条の 3、第 3 条、第 12 条及び第 19 条の 4）。

#### (2) 適用関係

以下の規定は、「登録製造時等検査機関」（法第 38 条第 1 項）に適用される規定である。そして、前 2 条のように「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）」

（下線筆者）と規定されていないこともあり、「外国登録製造時等検査機関」においても、以下の規定は適用される。

第 46 条：登録手続き〔申請主義〕、欠格事由、登録基準〔検査設備、人材（検査員）、検査員及び業務の統括者、受検者らとの COI〕、登録年月日、代表者、所在地等の登録簿への記載。

第 46 条の 2：所定期間ごとの登録更新と更新時における登録基準の準用。第 47 条：検査機関の検査申請への応諾、検査員による実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険防止措置の義務。

第 47 条の 2：登録簿記載事項〔代表者、所在地等〕の変更時の大臣への届出。

---

<sup>45</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）419 頁。

第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。

第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。

第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による財務諸表等、損害保険契約書等の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。

第 51 条：検査員の選任・解任時の大臣への届出。

法第 103 条第 2 項：検査検定機関、試験教習機関、指定登録機関による検査検定、試験教習、登録等の法定業務に関する帳簿の作成と保存。

法第 112 条：受検者、受講者、登録者らによる手数料の納付義務等。

法第 112 条の 2：検査検定業者等の登録、登録取消等の変動があった場合の官報による告示。

なお、法第 53 条第 2 項第 5 号（大臣が必要ありと認めて外国登録製造時等検査機関に対して「必要な報告」を求めたにもかかわらず、報告されないか、虚偽報告がされた場合に、登録を取消し得る旨の定め）により、外国登録製造時等検査機関等に求められる「必要な報告」の内容は、行政解釈により、法第 100 条第 2 項の規定により登録製造時等検査機関等に報告が義務づけられている事項と同様と解されている（平成 27 年 5 月 15 日基発 0515 第 1 号）。

## 15 第 53 条

### 15. 1 条文

（登録の取消し等）

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第二項第一号（\*登録申請者が罰金以上の安衛法令違反を犯して 2 年未満）又は第三号（\*法人であって、その役員が罰金以上の安衛法令違反を犯して 2 年未満の場合）に該当するに至ったとき。

二 第四十七条から第四十九条まで（\*第 47 条：検査の応諾、検査員による検査、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置。第 47 条の 2：登録簿記載事項〔代表者、所在地等〕の変更時の大臣への届出。第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。））、第五十条第一項若しくは第四項（\*第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、所定の財務諸表等の大臣への提出。）又は第百三条第二項（\*検査検定機関による検査検定業務に関する帳簿の作成と保存）の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号（\*利害関係人による検査機関への財務諸表等の閲覧等の請求）又は第三項各号（\*利害関係人による検査機関への損害保険契約書の閲覧等の請求）の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十一条（\*検査員の選任・解任の届出義務）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第五十二条（検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準〔設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI〕に適合しなくなった場合の大臣による適合命令）及び第五十二条の二（検査機関が第 47 条の義務〔検査の応諾、検査員による検査の実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置〕に反した場合の大臣による改善命令）の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき（\*第 5 号は、適合命令・改善命令を定めており、外国登録機関には適用しない）。

二 前条において読み替えて準用する第五十二条又は第五十二条の二の規定による請求（\*適合命令・改善命令に代わる請求）に応じなかつたとき。

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

## 15. 2 趣旨と内容

### (1) 登録の取消し等<sup>46</sup>

本条第 1 項は、登録の要件を後発的に欠いた場合等における登録製造時等検査機関の登録の取消し等、本条第 2 項は、同じく外国登録製造時等検査機関の登録の取消しを定めている。

本条第 1 項が登録の取消しと業務停止命令を規定しているのに対し、本条第 2 項は登録の取消しのみを規定しているが、これは、外国に事務所を構える外国機関に業務停止「命令」を発しても実効性がないことによると解される。

第 1 項と第 2 項では、取消し等の根拠となる事由にズレがあるが、これも、外国機関には命令の代わりに請求を発したり報告を求めたりせざるを得ないことに基づくもので、その内容自体にさしたる違いはない。

第 2 項第 4 号には、外国機関への立入調査を拒んだ場合等の定めがあるが、国内の機関への立入調査については、法第 96 条に定めがあるので、実質的な違いはない。

なお、第 1 項は、登録取消しにつき、「その登録を取り消し、」と定めているが、これは、業務停止命令と共に、文尾の「ことができる」に連結しており、厚労大臣の裁量行為と解される。そもそも、登録取消しと業務停止命令が選択的に定められているので、その趣旨（両者共に大臣の裁量行為であること）は明らかと思われる。

### (2) 外国登録製造時等検査機関等への立入検査に係る旅費の額等

本条第 3 項の政令で定める費用とは、検査のため職員がその検査に係る事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとされている（令第 15 条の 3 第 1 項）。

この令第 15 条の 3 第 1 項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額である。この場合において、その検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者（本省の係長（困難職）、出先機関の課長補佐クラス）であるものとしてその旅費の額が計算される（登録省令第 1 条の 8 の 2）。

### (3) 在勤官署の所在地

旅費相当額を計算する場合において、その検査のため、その地に出張する職員の旅費法第 2 条第 1 項第 6 号の在勤官署（旅費計算の基準となる常時勤務先等）の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とされている（登録省令第 1 条の 8 の 3）。

---

<sup>46</sup> 本項目の記載は三柴丈典氏による。

(4) 旅費の額の計算に係る細目

旅費の額の計算に係る細目は、以下のとおりである（登録省令第 1 条の 8 の 4）。

①旅費法第 6 条第 1 項の支度料は、旅費相当額に算入しない

②検査を実施する日数は、その検査に係る事務所ごとに 3 日として旅費相当額を計算する

③旅費法第 6 条第 1 項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する

④厚生労働大臣が、旅費法第 46 条第 1 項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、その部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない（公用車での移動、公務員用宿舍の利用、何らかの法規に基づく手当の支給等で、定額を支給すると「もらい過ぎ」になる場合の調整）

(5) 罰則

登録製造時等検査機関の役員又は職員が、本条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。

本条は、諸規定の違反に際して、当該機関の登録取消し等を予定しているもので、機関等に対してそれ以上の制裁を講じようがないため、一部規定につき、役職員個人の処罰を規定したものと察せられる<sup>47</sup>。

16 第 53 条の 2

16. 1 条文

（都道府県労働局長による製造時等検査の実施）

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

<sup>47</sup> 三柴丈典氏の見解。



## 16. 2 趣旨と内容<sup>48</sup>

### (1) 登録製造時等検査機関の業務の引継ぎ等

法第 53 条の 2 第 1 項に規定する場合における、登録製造時等検査機関の業務の引継ぎ等に関し、次の事項を行わなければならない（同条第 2 項、登録省令第 1 条の 10 第 1 項）。

①製造時等検査の業務を行った事務所ごとに、その事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に製造時等検査の業務並びに製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと

②製造時等検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

### (2) 外国登録製造時等検査機関の業務の引継ぎ等

法第 53 条の 2 第 1 項に規定する場合における、外国登録製造時等検査機関の業務の引継ぎ等に関し、次の事項を行わなければならない（同条第 2 項、登録省令第 1 条の 10 第 2 項）。

①法第 53 条の 2 第 1 項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に製造時等検査の業務並びに製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと

②①のほか、①の都道府県労働局長が必要と認める事項

## 17 第 53 条の 3

### 17. 1 条文

（登録性能検査機関<sup>49</sup>）

---

<sup>48</sup> 本条は、現に主要な対象機械で運用されてきた。すなわち、平成 24 年の安衛則改正（平成 24 年厚生労働省令第 6 号）に伴い、ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査については、原則として登録製造時等検査機関が行なうこととされたが、実際にその実施体制が整うまで時間がかかるため、都道府県労働局長も製造時等検査を行ってきた（一般社団法人日本ボイラ協会の WEB サイト〔<https://www.jbanet.or.jp/examination/waste-heat-boiler/> 最終閲覧日 2023 年 9 月 30 日〕）。

<sup>49</sup>令和 5 年〔2023 年〕6 月 8 日時点において、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、一般社団法人日本ボイラ協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、一般社団法人日本クレーン協会、セイフティエンジニアリング株式会社、株式会社クレーン検査センター、シマブロンクレーン検査株式会社が挙げられている（厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/content/001041838.pdf> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕10 月 2 日））

第五十三条の三 第四十六条（\*登録製造時等検査機関の登録の申請主義、欠格事由、適合要件〔検査設備、検査員、検査員の指揮・業務管理者の存在、受験者との COI にかかわらず〕とそれを充たす場合の必要的登録等）及び第四十六条の二（\*登録の更新〔5・10 年範囲内で政令で規定〕）の規定は第四十一条第二項の登録（\*検査証の更新に際しての登録性能検査機関による性能検査の受検と合格の必要性）について、第四十七条から前条までの規定（\*第 47 条：検査の応諾、検査員による検査の実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置。第 47 条の 2：登録簿記載事項〔代表者、所在地等〕の変更時の大臣への届出。第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による検査機関への財務諸表等の閲覧等の請求、利害関係人による検査機関への損害保険契約書の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。第 51 条：検査員の選任・解任の届出義務。第 52 条：検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準〔設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受験者との COI〕に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。第 52 条の 2：検査機関が第 47 条の義務〔検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置〕に反した場合の大臣による改善命令。第 52 条の 3：適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用〔ただし、命令を請求に代える〕。第 53 条：所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。第 53 条の 2：登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施）は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄（\*ここでは左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（\*ここでは右欄）に掲げる字句と読み替えるものとする。

	第三十八条第一項	第四十一条第二項
第四十六条 第一項	製造時等検査	第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）
第四十六条 第三項第一 号	別表第五	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	性能検査
第四十六条 第三項第二	製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査

号	別表第六第一号	同表の中欄
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条 第三項第三 号	別表第七	別表第十
	製造時等検査	性能検査
第四十六条 第三項第四 号	特別特定機械等を 製造し、又は輸入す る者	特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は 特定機械等の整備を業とする者
	製造時等検査	性能検査
第四十六条 第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条 第一項及び 第二項	製造時等検査	性能検査
第四十七条 第三項	特別特定機械等	特定機械等
	製造時等検査	性能検査
第四十七条 第四項及び 第四十八条	製造時等検査	性能検査
第四十九条	製造時等検査	性能検査
	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十条第 二項及び第 三項	製造時等検査	性能検査
第五十二条	製造時等検査	性能検査

及び第五十二條の二	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
第五十二條の三	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三條 第一項及び 第二項	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
	製造時等検査	性能検査
第五十三條 第三項	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
前条	都道府県労働局長	労働基準監督署長
	製造時等検査	性能検査

17. 2 趣旨と内容<sup>50</sup>

## 17. 2. 1 趣旨

法第 53 条の 3 は、法第 41 条所定の性能検査に当たる登録性能検査機関の登録、業務運営、検査員の選任と解任、役職員の地位、登録取消し等につき、登録製造時等検査機関にかかる定めを準用を図った規定である。

## 17. 2. 2 内容

本条は、法第 46 条（登録製造時等検査機関の登録の申請主義、欠格事由、適合要件〔検査設備、検査員、検査員の指揮・業務管理者の存在、受験者との COI にかからないこと〕及びそれを充たす場合の必要的登録等に関する規定）

及び

法第 46 条の 2（登録の更新〔5-10 年範囲内で政令で規定〕に関する規定）

は、

法第 41 条第 2 項（検査証の更新に際しての登録性能検査機関による性能検査の受検と合格の必要性に関する規定）にいう登録性能検査機関の登録

に準用し、

法第 47 条から第 53 条の 2 までの規定

<sup>50</sup> 本項目の記載は三柴丈典氏による。

は、

登録性能検査機関

に準用すること

を定め、語句の読み替えを示している。

ここで、法第 47 条から第 53 条の 2 の定めの内容は以下の通り。

第 47 条：検査の応諾、検査員による検査の実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置。

第 47 条の 2：登録簿記載事項（代表者、所在地等）の変更時の大臣への届出。

第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。

第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。

第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による検査機関への財務諸表等の閲覧等の請求、利害関係人による検査機関への損害保険契約書の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。

第 51 条：検査員の選任・解任の届出義務。

第 52 条：検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準（設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI）に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。

第 52 条の 2：検査機関が第 47 条の義務（検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置）に反した場合の大臣による改善命令。

第 52 条の 3：適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用（ただし、命令を請求に代える）。

第 53 条：所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。

第 53 条の 2：登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施。

本条（法第 53 条の 3）は、法第 41 条所定の性能検査（特定機械等の損耗や機能低下等の度合いを技術的に判断して、使用許可の有効期間の更新の可否を決定するもの）を担当する機関についても、その技術水準や業務体制等を担保するため、登録製造時等検査機関と同様の規制を行うことを図ったものである。

### （1）登録の区分及び検査の対象

登録の区分は、登録製造時等検査機関の場合、登録省令（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令〔昭和 47 年労働省令第 44 号〕）第 1 条の 2 の 45 の定め通り、安衛法施行令第 12 条第 1 項第 1 号のボイラーと同第 2 号の第一種圧力容器の 2 種類に限られるが、登録性能検査機関の場合、以下の 7 種が認められており、これらがそのまま検査の対象機械等となっている。

（1）ボイラー（小型等除く）（施行令第 12 条第 1 項第 1 号）

- (2) 第一種圧力容器（小型等除く）（施行令第 12 条第 1 項第 2 号）
- (3) クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）（施行令第 12 条第 1 項第 3 号）
- (4) 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）（施行令第 12 条第 1 項第 4 号）
- (5) デリック（つり上げ荷重 2 トン以上）（施行令第 12 条第 1 項第 5 号）
- (6) エレベーター（積載荷重 1 トン以上）（施行令第 12 条第 1 項第 6 号）
- (7) ゴンドラ（施行令第 12 条第 1 項第 8 号）

## (2) 登録申請手続

登録申請希望者は法人・個人のいずれでもよく（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009）、同人が大臣に提出すべき書類は、登録申請書（様式第 4 号の 2）のほか、定款や登記事項証明書等、申請者が本条（法第 53 条の 3）で準用されている法第 46 条第 2 項各号（法人やその役員の安衛法令違反歴等の欠格事由）及び第 3 項第 4 号イからハまで（受検者との COI）に該当しないことを証する書面、申請者が法人である場合、役員の氏名・略歴、株主等の構成員等、検査器具、検査員や業務の統括者や検査員の経歴や数、検査業務以外を行っている場合はその種類や概要等である（登録省令第 3 条）。この点は、登録製造時等検査機関に関する登録省令第 1 条の 3 と同様である。また、本条（法第 53 条の 3）が準用する法第 46 条の 2 第 1 項所定の登録更新にも準用される（登録省令第 4 条）。

## (3) 検査方法から生じる危険の防止措置

本条（法第 53 条の 3）が準用する法第 47 条第 4 項所定の検査方法から生じる危険の防止措置は、概ね以下の通りである（登録省令第 5 条）。登録省令第 1 条の 5 の定め通り、登録製造時等検査機関の対象機械がボイラーと第一種圧力容器（本節において「ボイラー等」という）に限られているのに比べ、広範囲の対象及び措置が定められている。

### ①ボイラー等の性能検査に際して

(1) 機械の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、水圧／気圧試験での危険が予想される場合に当該試験を行わないこと、

(2) それらの試験で、ボイラー等の破裂による鏡板の飛散や水の流出等の危険が予想される場合に災害防止措置を講じること、

(3) それらの試験の続行による危険が予想される場合に当該試験を中止すること等。

### ②クレーン等の性能検査に際して

(1) 悪天候で実施上危険が予想される場合に検査を行わないこと、

(2) 不意な起動による墜落、挟まれ等の防止のため運転を禁じること、

(3) 構造部材等に著しい損傷等がある場合に試験を行わないこと、

(4) ジブ等が家屋、公道等に危険を及ぼすおそれがある場合に、荷重試験等を行わないこと、

(5) 荷重試験等の続行による危険が予想される場合に当該試験を中止すること等。

③移動式クレーンの性能検査に際して

地盤軟弱等により転倒の危険がある場所では検査を行わないこと等。

法第 46 条は本条（法第 53 条の 3）で登録性能検査機関（法第 41 条第 2 項）に準用されているので、上で示した法第 46 条第 3 項所定の登録基準（別表第 5 や第 6、通達〔平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号〕に示されたもの）も、登録性能検査機関に準用される。

(4) その他の準用

その他、

①登録簿の記載事項（氏名、名称、住所。事務所住所等〔法第 47 条の 2 を本条で準用〕）を変更の際に、変更届出書（様式第 1 号の 5）を所管大臣に提出せねばならないこと（登録製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 5 の 2、登録性能検査機関につき登録省令第 5 条の 2）、

②業務規程を作成して所定の届出書（様式第 2 号）に添付して所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 48 条第 1 項前段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 1 項、性能検査機関につき登録省令第 6 条第 1 項）、変更する場合にも同様であること（届出義務は、法第 48 条第 1 項後段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 3 項、性能検査機関につき登録省令第 6 条第 3 項）、

③業務の休廃止に際して所定の届出書（様式第 4 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 49 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 7 第 1 項、性能検査機関につき登録省令第 7 条第 1 項）、

④検査員の選任・解任に際して所定の届出書（様式第 5 号、第 6 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 51 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 8、性能検査機関につき登録省令第 8 条）、

⑤検査実施可能な者の欠如等により都道府県労働局長が検査業務を引き継ぐ場合にかかる手続き（労働局長の引継ぎ権限は、法第 53 条の 2 を本条で準用。引継ぎの方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 10、性能検査機関につき登録省令第 10 条の 2）、

⑥利害関係人に付与される、財務諸表等や損害賠償保険契約書のデータの閲覧や提供等の請求の方法（請求権は、法第 50 条第 2 項第 3 号・第 3 項第 3 号、法第 50 条第 2 項第 4 号・第 3 項第 4 号を本条で準用。請求の方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 7 の 2・第 1 条の 7 の 3、性能検査機関につき登録省令第 7 条の 2・第 7 条の 3）、

は、登録製造時等検査機関と変わらない。

業務規程の必要的記載事項（製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6、性能検査機関につき登録省令第 6 条第 2 項）

も、検査種別を性能検査に置き換えれば、殆ど変わらない。わずかに、製造時等検査機関の業務規程では合格した機械等への刻印に関する定めが求められるが、性能検査機関の業

務規程では求められないこと、逆に、性能検査機関の業務規程では有効期間の更新に関する定めが求められるが、製造時等検査機関の業務規程では求められないことが異なるにとどまる。

#### （5）罰則

本条及び本条が準用する条規違反は、機関の場合、その登録取消しを導くため、制裁という意味では一定の効果を見込めるし、何より取り消されてしまえば、処罰の対象が存在しなくなるので、本法は、特に遵守が求められ、当該個人の罪を観念できる定めについて、機関の役員や職員個人に刑事罰を科す方法を採用している。

すなわち、本条が準用する法第 49 条（検査業務の休廃止の大臣への届出）につき、無届け又は虚偽の届出につき、50 万円以下の罰金としている（法第 121 条第 1 号）。また、本条が準用する法第 53 条第 1 項（安衛法令違反の欠格事由に該当する場合、利害関係人からの財務諸表等の閲覧請求を拒否した場合等の業務停止命令）に違反して命令に従わない場合、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。

他方、法第 50 条第 1 項（検査機関が財務諸表等の作成及び備付けの義務）やこれを準用した本条又は同条第 2 項（利害関係人による財務諸表等の閲覧等の請求の権利）やこれを準用した本条に反した場合、当該機関に対し、20 万円以下の過料（行政罰）が科せられる（法第 123 条第 1 号）。

#### （6）運用実態

令和 2 年度厚生労働科学研究による行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）<sup>51</sup>では、監督官より、本条について、準用に次ぐ準用で内容理解が非常に難しくなっているとの問題が指摘された。例えば、本条（法第 53 条の 3）は、法第 46 条を準用し、同条は法第 38 条に基づく登録につき、厚生労働省令で詳細を定める旨規定しているので、非常に分かり難い。

---

<sup>51</sup> 厚生労働省安全衛生部のご助力を頂き、筆者が全国の都道府県労働局の健康・安全関係課、監督課、主要労基署の現役行政官、安全衛生行政関係団体等の行政官 OB に向けて、安衛法の条文ごとの監督指導実例、法改正提案等につき、アンケート調査を行ったもの。

監督官 49、技官 15、元監督官 12、元技官 2 の回答があった。



【性能検査（イメージ）】



（一般社団法人日本ボイラ協会 WEB サイト  
（<https://www.jbanet.or.jp/examination/performance/> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日））

【性能検査（イメージ）】



（一般社団法人日本クレーン協会 WEB サイト（<https://cranenet.or.jp/kensa/kensa.html>  
最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日））

18 第 54 条

18. 1 条文

（登録個別検定機関<sup>52</sup>）

---

<sup>52</sup>令和 5 年〔2023 年〕6 月 8 日時点において、公益社団法人産業安全技術協会、一般社団法人日本クレーン協会、エヌ・シー・エス株式会社、Eurofins E&E CML Limited、CSA GROUP TESTING UK LIMITED、DEKRA Certification B.V.、TÜV Rheinland Industrie Service GmbH が挙げられている（厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/content/001041838.pdf> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕10 月 2

第五十四条 第四十六条（\*登録製造時等検査機関として登録しようとする者の登録手続き、欠格事由、登録基準〔検査設備、人材（検査員）、検査員及び業務の統括者、受検者との COI〕、登録年月日、代表者、所在地等の登録簿への記載）及び第四十六条の二（\*所定期間ごとの登録更新と更新時における登録基準の準用）の規定は第四十四条第一項（\*〔特定機械等以外の機械等のうち危険有害な作業を要するもののうち所定のものを対象とする〕登録を受けた機関による個別検定を受けるべきこと）の登録について、第四十七条から第五十三条の二まで（第 47 条：検査機関の検査申請への応諾、検査員による実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険防止措置の義務。第 47 条の 2：登録簿記載事項〔代表者、所在地等〕の変更時の大臣への届出。第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による財務諸表等、損害保険契約書等の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。第 51 条：検査員の選任・解任時の大臣への届出。第 52 条：検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準〔設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI〕に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。第 52 条の 2：検査機関が第 47 条の義務〔検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置〕に反した場合の大臣による改善命令。第 52 条の 3：適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用〔ただし、命令を請求に代える〕。第 53 条：所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。第 53 条の 2：登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施）の規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄（\*ここでは左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（\*ここでは右欄）に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条 第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
	製造時等検査	個別検定
第四十六条 第三項第一 号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	個別検定
第四十六条	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個

日) )

第三項第二号		別検定
	別表第六第一号	同表の中欄
	検査員	検定員
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条第三項第三号	検査員	検定員
	別表第七	別表第十三
	製造時等検査	個別検定
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	個別検定
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
第四十七条第一項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第二項	製造時等検査	個別検定
	検査員	検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条第三項の基準
	製造時等検査	個別検定
第四十七条第四項	製造時等検査	個別検定
	検査方法	検定方法
第四十八条、第四十九条	製造時等検査	個別検定

並びに第五十条第二項及び第三項		
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査	個別検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
	製造時等検査	個別検定
第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
	製造時等検査	個別検定

18. 2 趣旨と内容<sup>53</sup>

## 18. 2. 1 趣旨

法第 54 条は、法第 44 条所定の個別検定<sup>54</sup>に当たる登録個別検定機関の登録、業務運営、

<sup>53</sup> 本項目の記載は、三柴丈典氏による。

<sup>54</sup> 検査と検定には、厳密な用語定義がなく、両者の区分も判然としない。現行安衛法の立法に携わられた畠中信夫氏は以下のように述べている。

「検査も検定も、公権力が関与し、対象機械等の規格適合性を測る点は共通しており、両者の違いは、歴史的な沿革による。

すなわち、検査については、旧労基法本体で、特に危険な作業を伴う機械につき認可制度を採用し（第 46 条）、それをフォローするものとして、性能検査を定めていた（第 47 条）。これが現行法にも引き継がれている。

検定員の選任と解任、役職員の地位、登録取消し等につき、登録製造時等検査機関にかかる定め準用を図った規定である。

#### 18. 2. 2 内容

本条は、

法第 46 条（登録製造時等検査機関の登録の申請主義、欠格事由、適合要件〔検査設備、検査員、検査員の指揮・業務管理者の存在、受験者との COI にかからないこと〕及びそれを充たす場合の必要的登録等に関する規定）

及び

法第 46 条の 2（登録の更新〔5-10 年範囲内で政令で規定〕に関する規定）

は、

法第 44 条第 1 項（〔特定機械等以外の機械等のうち危険有害な作業を要するもののうち所定のものを対象とする〕登録を受けた機関による個別検定を受けるべきこと）にいう登録

---

他方、検定については、旧労基法本体に定めはなかったが、同法第 45 条に紐づく旧安衛則に定めが置かれた。すなわち、その第 181 条から 183 条に保護具の備付け義務が定められていたが、昭和 24 年の改正により設けられた 183 条の 2 で、保護具のうち労働大臣が規格を定めるものについては、検定を受けたものでなければ使用できない旨が定められ、防じん・防毒マスクが対象とされ、その実施のための手続き規則として、労働衛生保護具検定規則（昭和 25 年労働省令第 32 号）が制定された。更に、防爆構造電気機械器具についても、昭和 44 年の旧安衛則改正（同 140 条の 3～140 条の 7）と防爆構造電気機械器具検定規則（昭和 44 年労働省令第 2 号）の制定により、検定制度の対象とされた。しかし、検定の法的性格については、法律に根拠を置くものではなく、製造者（メーカー）に対する製造流通規制というのではなく、同法第 45 条に基づく使用者（ユーザー）の義務として、間接的に強制力を持つというものであった。それが、現行安衛法本法に盛り込まれたことにより、製造流通規制の一環であるという、その法的拘束力が明確となった」。

また、元労働行政官の浅田和哉氏は、以下のように述べている（一部、森山誠也氏、松田裕氏の見解を加えた）。

「検査対象は高い災害リスクを伴う機械等であり、検定対象はそれに次ぐリスクを伴う機械等であることから、前者は多数回の規格適合確認を要するのに対して、後者は 1 回で済むという違いがある。

すなわち、検査の場合、出荷時、設置時（定置式の機械）、主要構造部の変更時、有効期間の更新時等のリスクの変動等を伴う節目ごとに多数回の規格適合確認が行われるのに対して、検定は通常、出荷時（個別検定は単体ごと、型式検定は型式ごと）の 1 回のみである（個別検定対象機械の主要構造部の変更時等には、改めて個別検定を受ける必要がある）。

その他、検査対象機械等の場合、型式ごとに事前の製造許可を要するという違いもある」。

#### 個別検定機関の登録

に準用し、

法第 47 条から第 53 条の 2 までの規定

は、

登録個別検定機関

に準用すること

を定め、語句の読み替えを示している。

ここで、法第 47 条から第 53 条の 2 の定めの内容は以下の通り。

第 47 条：検査の応諾、検査員による検査の実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置。

第 47 条の 2：登録簿記載事項（代表者、所在地等）の変更時の大臣への届出。

第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。

第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。

第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による検査機関への財務諸表等の閲覧等の請求、利害関係人による検査機関への損害保険契約書の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。

第 51 条：検査員の選任・解任の届出義務。

第 52 条：検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準（設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI）に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。

第 52 条の 2：検査機関が第 47 条の義務（検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置）に反した場合の大臣による改善命令。

第 52 条の 3：適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用（ただし、命令を請求に代える）。

第 53 条：所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。

第 53 条の 2：登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施。

本条は、法第 44 条所定の個別検定（機械等の 1 台ごとに個別に行われる検定であり、同じ型式のものでも 1 台ごとに検定を受ける必要がある。検定合格証に代わり、その機械等の「明細書」に合格印を押したものが交付される<sup>55</sup>。内部に高い圧力の気体、流体等を保有する第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器につき、労働安全衛生法に基づき定められた構造、使用材料等の構造要件適合性を確認するため、製造時又は輸入時に個々に行われ

---

<sup>55</sup> 公益社団法人産業安全技術協会の WEB サイト（[https://www.tiis.or.jp/02\\_01\\_subcategory/](https://www.tiis.or.jp/02_01_subcategory/)最終閲覧日 2023 年 10 月 9 日）。

る<sup>56)</sup>を担当する機関についても、その技術水準や業務体制等を担保するため、登録製造時等検査機関と同様の規制を行うことを図ったものである。

(1) 登録の区分及び検査の対象

登録の区分は、登録製造時等検査機関の場合、登録省令<sup>57)</sup>第 1 条の 2 の 45 の定め通り、安衛法施行令第 12 条第 1 項第 1 号のボイラーと同第 2 号の第一種圧力容器の 2 種類に限られるが、登録個別検定機関の場合、以下の 4 種が認められている（登録省令第 11 条）。これがそのまま検定の対象機械等にもなっている。

(1) ゴム、ゴム化合物等を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの（施行令第 14 条第 1 号）

(2) 第二種圧力容器（電気事業法等の適用を受けるものを除く）（施行令第 14 条第 2 号）

(3) 小型ボイラー（電気事業法等の適用を受けるものを除く）（施行令第 14 条第 3 号）

(4) 小型圧力容器（電気事業法等の適用を受けるものを除く）（施行令第 14 条第 4 号）

(2) 登録申請手続き

登録申請希望者は法人・個人のいずれでもよく（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号）、同人が大臣に提出すべき書類は、登録申請書（様式第 4 号の 2）のほか、定款や登記事項証明書等、申請者が本条（法第 54 条）で準用されている法第 46 条第 2 項各号（法人やその役員の安衛法令違反歴等の欠格事由）及び第 3 項第 4 号イからハまで（受検者との COI）に該当しないことを証する書面、申請者が法人である場合、役員の氏名・略歴、株主等の構成員等、検定器具、検定員や業務の統括者や検定員の経歴や数、検定業務以外を行っている場合はその種類や概要等である（登録省令第 12 条）。

この内容は、登録製造時等検査機関に関する登録省令第 1 条の 3 と同様である。また、本条（法第 54 条）が準用する法第 46 条の 2 第 1 項所定の登録更新にも準用される（登録省令第 13 条）。

(3) 検査方法から生じる危険の防止措置

本条（法第 54 条）が準用する法第 47 条第 4 項所定の検査（ここでは検定）方法から生じる危険の防止措置は、概ね以下の通りである（登録省令第 14 条）。登録省令第 1 条の 5 の定める登録製造時等検査機関の対象機械（ボイラーと第一種圧力容器（本節において「ボイラー等」という））より小型の機械等を対象としており、検定方法に由来する危険防止措

---

<sup>56)</sup> 一般社団法人日本ボイラー協会の WEB サイト（<https://www.jbanet.or.jp/examination/individual> 最終閲覧日 2023 年 10 月 9 日）。

<sup>57)</sup> 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）。

置もそれに準じている。

(1) 機械の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、水圧／気圧試験での危険が予想される場合に当該試験を行わないこと、

(2) それらの試験で、ボイラー等の破裂による鏡板の飛散や水の流出等の危険が予想される場合に災害防止措置を講じること、

(3) それらの試験の続行による危険が予想される場合に当該試験を中止すること等。

法第 46 条は本条（法第 54 条）で登録個別検定機関（法第 44 条）に準用されているので、上で示した法第 46 条第 3 項所定の登録基準（別表第 5 や第 6、通達〔平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号〕に示されたもの）も、登録個別検定機関に準用される。

(4) その他の準用

その他、

①登録簿の記載事項（氏名、名称、住所。事務所住所等〔法第 47 条の 2 を本条で準用〕）を変更の際に、変更届出書（様式第 1 号の 5）を所管大臣に提出せねばならないこと（登録製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 5 の 2、個別検定機関につき登録省令第 14 条の 2）、

②業務規程を作成して所定の届出書（様式第 2 号）に添付して所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 48 条第 1 項前段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 1 項、個別検定機関につき登録省令第 15 条第 1 項）、変更する場合にも同様であること（届出義務は、法第 48 条第 1 項後段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 3 項、個別検定機関につき登録省令第 15 条第 3 項）、

業務規程の必要的記載事項（製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6、個別検定機関につき登録省令第 15 条第 2 項）、

③業務の休廃止に際して所定の届出書（様式第 4 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 49 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 7 第 1 項、個別検定機関につき登録省令第 16 条第 1 項）、

④検定員の選任・解任に際して所定の届出書（様式第 5 号、第 6 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 51 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 8、個別検定機関につき登録省令第 17 条）、

⑤検定実施可能な者の欠如等により都道府県労働局長が検定業務を引き継ぐ場合にかかる手続き（労働局長の引継ぎ権限は、法第 53 条の 2 を本条で準用。引継ぎの方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 10、個別検定機関につき登録省令第 19 条）、

⑥利害関係人に付与される、財務諸表等や損害賠償保険契約書のデータの閲覧や提供等の請求の方法（請求権は、法第 50 条第 2 項第 3 号・第 3 項第 3 号、法第 50 条第 2 項第 4 号・第 3 項第 4 号を本条で準用。請求の方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の



7 の 2・第 1 条の 7 の 3、個別検定機関につき登録省令第 16 条の 2・第 16 条の 3)、  
は、登録製造時等検査機関と変わらない。

(5) 罰則

本条及び本条が準用する条規違反は、機関の場合、その登録取消しを導くため、制裁という意味では一定の効果を見込めるし、何より取り消されてしまえば、処罰の対象が存在しなくなるので、本法は、特に遵守が求められ、当該個人の罪を観念できる定めについて、機関の役員や職員個人に刑事罰を科す方法を採用している。

すなわち、本条が準用する法第 49 条 (検査業務の休廃止の大臣への届出) につき、無届け又は虚偽の届出につき、50 万円以下の罰金としている (法第 121 条第 1 号)。また、本条が準用する法第 53 条第 1 項 (安衛法令違反の欠格事由に該当する場合、利害関係人からの財務諸表等の閲覧請求を拒否した場合等の業務停止命令) に違反して命令に従わない場合、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 118 条)。

他方、法第 50 条第 1 項 (検査機関が財務諸表等の作成及び備付けの義務) やこれを準用した本条又は同条第 2 項 (利害関係人による財務諸表等の閲覧等の請求の権利) やこれを準用した本条に反した場合、当該機関に対し、20 万円以下の過料 (行政罰) が科せられる (法第 123 条第 1 号)。

【個別検定 (イメージ)】



(一般社団法人日本ボイラ協会 WEB サイト  
(<https://www.jbanet.or.jp/examination/individual/> 最終閲覧日令和 5 年 [2023 年] 9 月 30 日))

19 第 54 条の 2

19. 1 条文

(登録型式検定機関)

第五十四条の二 第四十六条 (\*登録製造時等検査機関として登録しようとする者の登録手続き、欠格事由、登録基準〔検査設備、人材(検査員)、検査員及び業務の統括者、受検者との COI〕、登録年月日、代表者、所在地等の登録簿への記載) 及び第四十六条の二 (\*所定期間ごとの登録更新と更新時における登録基準の準用) の規定は第四十四条の二第一項 (\*特定機械等以外の機械等のうち危険有害な作業を要するもののうち所定のものの型式検定) の登録について、第四十七条から第五十三条の二まで(第 47 条: 検査機関の検査申請への応諾、検査員による実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険防止措置の義務。第 47 条の 2: 登録簿記載事項〔代表者、所在地等〕の変更時の大臣への届出。第 48 条: 業務規程の策定(検査の実施方法、検査料金等の規定) と大臣への届出。第 49 条: 業務の休廃止に際しての大臣への届出。第 50 条: 事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による財務諸表等、損害保険契約書等の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。第 51 条: 検査員の選任・解任時の大臣への届出。第 52 条: 検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準〔設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI〕に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。第 52 条の 2: 検査機関が第 47 条の義務〔検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置〕に反した場合の大臣による改善命令。第 52 条の 3: 適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用〔ただし、命令を請求に代える〕。第 53 条: 所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。第 53 条の 2: 登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施) は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄 (\*ここでは左欄) に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 (\*ここでは右欄) に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条 第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
	製造時等検査	型式検定
第四十六条 第三項第一 号	別表第五	別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、 それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	型式検定

第四十六条 第三項第二 号	製造時等検査	型式検定
	別表第六第一号	別表第十五第一号
	検査員	検定員
第四十六条 第三項第三 号	検査員	検定員
	別表第七	別表第十六
	製造時等検査	型式検定
第四十六条 第三項第四 号	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	型式検定
第四十六条 第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録型式検定機関登録簿
第四十七条 第一項	製造時等検査	型式検定
第四十七条 第二項	製造時等検査	型式検定
	検査員	検定員
第四十七条 第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条の二第三項の基準
	製造時等検査	型式検定
第四十七条 第四項	製造時等検査	型式検定
	検査方法	検定方法
第四十八 条、第四十	製造時等検査	型式検定

九条並びに 第五十条第 二項及び第 三項		
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条 及び第五十 二条の二	製造時等検査	型式検定
	外国登録製造時等検査機 関	外国登録型式検定機関
第五十二条 の三	外国登録製造時等検査機 関	外国登録型式検定機関
第五十三条 第一項及び 第二項	外国登録製造時等検査機 関	外国登録型式検定機関
	製造時等検査	型式検定
第五十三条 第三項	外国登録製造時等検査機 関	外国登録型式検定機関
第五十三条 の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣
	製造時等検査	型式検定

19. 2 趣旨と内容<sup>58</sup>

## 19. 2. 1 趣旨及び内容

法第 54 条の 2 は、法第 44 条の 2 所定の型式検定に当たる登録型式検定機関の登録、業務運営、検定員の選任と解任、役職員の地位、登録取消し等につき、登録製造時等検査機関にかかる定め準用を図った規定である。

すなわち、

法第 46 条（登録製造時等検査機関の登録の申請主義、欠格事由、適合要件〔検査設備、検査員、検査員の指揮・業務管理者の存在、受験者との COI にかからないこと〕及びそれを充たす場合の必要的登録等に関する規定）

<sup>58</sup> この項目の記載は三柴丈典氏による。

及び

法第 46 条の 2（登録の更新〔5・10 年範囲内で政令で規定〕に関する規定）

は、

法第 44 条の 2 第 1 項（〔特定機械等以外の機械等のうち危険有害な作業を要するもののうち所定のものを対象とする〕登録を受けた機関による型式検定を受けるべきこと）にいう登録型式検査機関の登録

に準用し、

法第 47 条から第 53 条の 2 までの規定

は、

登録型式検定機関

に準用すること

を定め、語句の読み替えを示している。

ここで、法第 47 条から第 53 条の 2 の定めの内容は以下の通り。

第 47 条：検査の応諾、検査員による検査の実施、公正かつ所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置。

第 47 条の 2：登録簿記載事項（代表者、所在地等）の変更時の大臣への届出。

第 48 条：業務規程の策定（検査の実施方法、検査料金等の規定）と大臣への届出。

第 49 条：業務の休廃止に際しての大臣への届出。

第 50 条：事業年度ごとの財務諸表等の作成と事務所への備付け、利害関係人による検査機関への財務諸表等の閲覧等の請求、利害関係人による検査機関への損害保険契約書の閲覧等の請求、所定の財務諸表等の大臣への提出。

第 51 条：検査員の選任・解任の届出義務。

第 52 条：検査機関が法第 46 条第 3 項各号の登録基準（設備、検査員、検査員及び業務の統括者、受検者との COI）に適合しなくなった場合の大臣による適合命令。

第 52 条の 2：検査機関が第 47 条の義務（検査の応諾、検査員による実施、公正で所定の構造基準に適合した方法による検査、検査方法に由来する危険の防止措置）に反した場合の大臣による改善命令。

第 52 条の 3：適合命令と改善命令に関する規定の外国製造時等検査機関への準用（ただし、命令を請求に代える）。

第 53 条：所定の要件を充たした場合の登録の取消し等。

第 53 条の 2：登録を受ける業者がない場合等における都道府県労働局長による製造時等検査の実施。

本条は、法第 44 条所定の型式検定（機械等の型式ごとに行われる検定であり、検定に合格すれば、その型式に対して「型式検定合格証」が交付され、合格証に記載された有効期間

の間は、その型式の機械等を〔数に制限なく〕製造又は輸入することができる<sup>59)</sup>を担当する機関についても、その技術水準や業務体制等を担保するため、登録製造時等検査機関と同様の規制を行うことを図ったものである。

(1) 登録の区分と検定の対象

登録の区分は、登録製造時等検査機関の場合、登録省令第 1 条の 2 の 45 の定め通り、安衛法施行令第 12 条第 1 項第 1 号のボイラーと同第 2 号の第一種圧力容器の 2 種類に限られるが、登録型式検定機関の場合、以下の 14 種が認められている（登録省令第 19 条の 3）。これがそのまま検定の対象機械等にもなっている。

(1) ゴム、ゴム化合物等を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの（施行令第 14 条の 2 第 1 号）

(2) プレス機械又はシャーの安全装置（施行令第 14 条の 2 第 2 号）

(3) 防爆構造電気機械器具（施行令第 14 条の 2 第 3 号）

(4) クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置（施行令第 14 条の 2 第 4 号）

(5) 防じんマスク（施行令第 14 条の 2 第 5 号）

(6) 防毒マスク（施行令第 14 条の 2 第 6 号）

(7) 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの（施行令第 14 条の 2 第 7 号）

(8) 動力駆動型プレス機械のうちスライドによる危険の防止機構を有するもの（施行令第 14 条の 2 第 8 号）

(9) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置（施行令第 14 条の 2 第 9 号）

(10) 絶縁用保護具（施行令第 14 条の 2 第 10 号）

(11) 絶縁用防具（施行令第 14 条の 2 第 11 号）

(12) 保護帽（施行令第 14 条の 2 第 12 号）

(13) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（施行令第 14 条の 2 第 13 号）

(14) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（施行令第 14 条の 2 第 14 号）

(2) 登録申請手続き

登録申請希望者は法人・個人のいずれでもよく（平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009）、同人が大臣に提出すべき書類は、登録申請書（様式第 4 号の 2）のほか、定款や登記事項証明書等、申請者が本条（法第 54 条の 2）で準用されている法第 46 条第 2 項各号（法人やその役員の安衛法令違反歴等の欠格事由）及び第 3 項第 4 号イからハマで（受検者との COI）に該当しないことを証する書面、申請者が法人である場合、役員の名・略歴、株主等の構

---

<sup>59)</sup> 公益社団法人産業安全技術協会の WEB サイト（[https://www.tiis.or.jp/02\\_01\\_subcategory/](https://www.tiis.or.jp/02_01_subcategory/)最終閲覧日 2023 年 10 月 9 日）。

成員等、検定器具、検定員や業務の統括者や検定員の経歴や数、検定業務以外を行っている場合はその種類や概要等である（登録省令第 19 条の 4）。

この内容は、登録製造時等検査機関に関する登録省令第 1 条の 3 と同様である。また、本条（法第 54 条の 2）が準用する法第 46 条の 2 第 1 項所定の登録更新にも準用される（登録省令第 19 条の 5）。

### （3）検査方法から生じる危険の防止措置

本条（法第 54 条の 2）が準用する法第 47 条第 4 項所定の検査（ここでは検定）方法から生じる危険の防止措置は、概ね以下の通りである（登録省令第 19 条の 6）。登録省令第 1 条の 5 の定める登録製造時等検査機関の対象機械（ボイラーと第一種圧力容器（本節において「ボイラー等」という））とは異なる対象につき、やや広めに取っている分、それに応じた措置が示されている。

（1）クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止措置の作動試験につき悪天候で実施上危険が予想される場合に試験を行わないこと、

（2）クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の各部分につき点検を行うにつき、不意な起動による墜落、挟まれ等の防止のため、当該クレーン等の運転を禁じること、

（3）クレーン等の構造部材等に著しい損傷等がある場合に試験を行わないこと、

（4）作動試験に際して、ジブ等が家屋、公道等に危険を及ぼすおそれがある場合に、当該試験を行わないこと、

（5）作動試験の続行による危険が予想される場合に当該試験を中止すること、

（6）移動式クレーンの過負荷防止措置の型式検定に際して、地盤軟弱等により転倒の危険がある場所では検査を行わないこと等。

法第 46 条は本条（法第 54 条の 2）で登録型式検定機関（法第 44 条の 2）に準用されているので、上で示した法第 46 条第 3 項所定の登録基準（別表第 5 や第 6、通達〔平成 16 年 3 月 19 日基発第 0319009 号〕に示されたもの）も、登録型式検定機関に準用される。

### （4）その他の準用

①登録簿の記載事項（氏名、名称、住所、事務所住所等〔法第 47 条の 2 を本条で準用〕）を変更の際に、変更届出書（様式第 1 号の 5）を所管大臣に提出せねばならないこと（登録製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 5 の 2、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 6 の 2）、

②業務規程を作成して所定の届出書（様式第 2 号）に添付して所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 48 条第 1 項前段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 1 項、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 7 第 1 項）、変更する場合にも同様であること（届出義務は、法第 48 条第 1 項後段を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6 第 3 項、型式検定機関につき登

録省令第 19 条の 7 第 3 項）、

業務規程の必要的記載事項（製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 6、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 7 第 2 項）、

③業務の休廃止に際して所定の届出書（様式第 4 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 49 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 7 第 1 項、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 8 第 1 項）、

④検定員の選任・解任に際して所定の届出書（様式第 5 号、第 6 号）を用いて所管大臣に届け出なければならないこと（届出義務は、法第 51 条を本条で準用。届出方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 8、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 9）、

⑤検定実施可能な者の欠如等により都道府県労働局長が検定業務を引き継ぐ場合にかかる手続き（労働局長の引継ぎ権限は、法第 53 条の 2 を本条で準用。引継ぎの方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 10、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 11 の 2）、

⑥利害関係人に付与される、財務諸表等や損害賠償保険契約書のデータの閲覧や提供等の請求の方法（請求権は、法第 50 条第 2 項第 3 号・第 3 項第 3 号、法第 50 条第 2 項第 4 号・第 3 項第 4 号を本条で準用。請求の方法は、製造時等検査機関につき登録省令第 1 条の 7 の 2・第 1 条の 7 の 3、型式検定機関につき登録省令第 19 条の 8 の 2・第 19 条の 8 の 3）、

は、登録製造時等検査機関と変わらない。

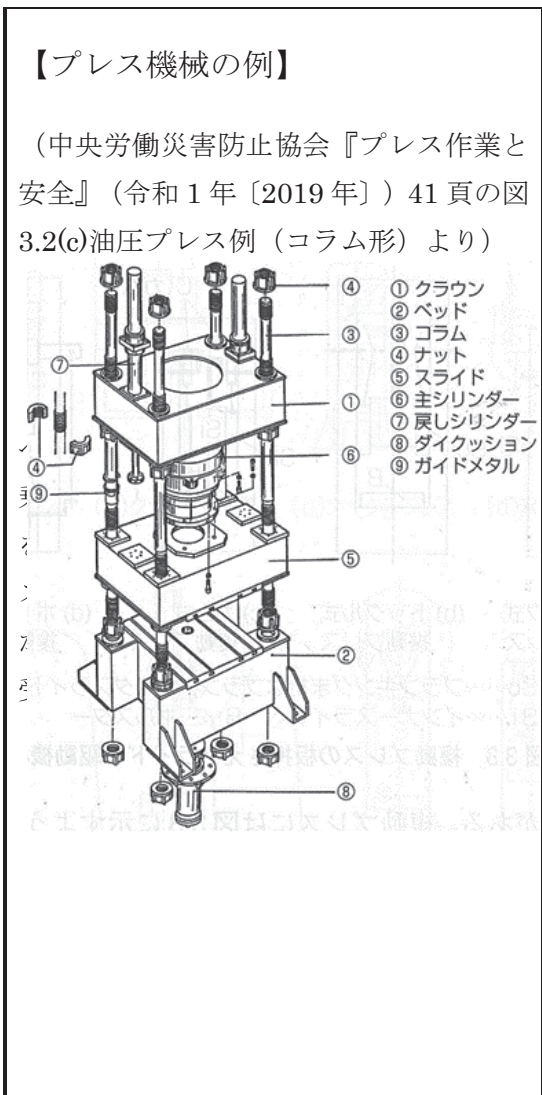
#### （5）罰則

本条及び本条が準用する条規違反は、機関の場合、その登録取消しを導くため、制裁という意味では一定の効果を見込めるし、何より取り消されてしまえば、処罰の対象が存在しなくなるので、本法は、特に遵守が求められ、当該個人の罪を観念できる定めについて、機関の役員や職員個人に刑事罰を科す方法を採用している。

すなわち、本条が準用する法第 49 条（検査業務の休廃止の大臣への届出）につき、無届け又は虚偽の届出につき、50 万円以下の罰金としている（法第 121 条第 1 号）。また、本条が準用する法第 53 条第 1 項（安衛法令違反の欠格事由に該当する場合、利害関係人からの財務諸表等の閲覧請求を拒否した場合等の業務停止命令）に違反して命令に従わない場合、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。

他方、法第 50 条第 1 項（検査機関〔本条では検定機関〕が財務諸表等の作成及び備付けの義務）やこれを準用した本条又は同条第 2 項（利害関係人による財務諸表等の閲覧等の請求の権利）やこれを準用した本条に反した場合、当該機関に対し、20 万円以下の過料（行政罰）が科せられる（法第 123 条第 1 号）。





20 第 54 条の 3

20. 1 条文

(検査業者)

第五十四条の三 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定 (\*ボイラー等の機械等のうち特定のものの定期自主検査と結果の記録義務) 若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第

<p>五十四条の六第二項（*所定の事由該当時〔省令による検査業者の登録基準（法第 54 条の 3 第 4 項）への後発的非該当、検査業者は資格者に検査を行わせるべき旨の規定（第 54 条の 4）違反、登録に際して付された条件（法第 110 条第 1 項）違反〕の大臣又は労働局長による裁量的な登録取消し若しくは業務停止命令）の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第五十四条の六第二項（*同前）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの</p> <p>3 第一項の登録は、検査業者になろうとする者の申請により行う。</p> <p>4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の登録をしてはならない。</p> <p>5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の閲覧を求めることができる<sup>60</sup>。</p>
---

## 20. 2 趣旨と内容

### 20. 2. 1 趣旨

動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車等といった法第 45 条 2 項が定める機械等については、検査が技術的に難しく、また、一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれのある機械等であるため、一定の資格を有する労働者による検査を義務づけ、的確な検査を行わせるとともに、人材を得難い中小企業等の便に供するため、検査業者の制度が設けられた（昭和 53 年 2 月 10 日基発第 9 号）。

本条が、主に中小零細事業における機械等の検査をサポートする趣旨を持つことは、本条の追加について審議された第 80 回国会衆議院社会労働委員会第 12 号（昭和 52 年〔1977 年〕4 月 19 日）における、桑原敬一政府委員の以下の発言によく示されている。

中小企業における安全衛生対策の確保のため、「たとえば一つは、安全衛生委員会というものを、少し小さな企業まで置くべきではないかという御提案がございまして、いろいろ検討した結果、いま百人以上でございしますが、五十人までこれをおろしてつくらせるということも考えておるわけでございますし、また非常に危険な機械等の検査というものを——これは定期的に自主検査をやるたてまえになっておりますけれども、中小企業はなかなかそ

<sup>60</sup> 検査業者の登録番号、検査業者名、住所、電話、機械等の種類については、都道府県の労働局の Web サイトで確認できる場合がある。例えば、東京労働局の Web サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001562196.pdf> 最終閲覧日：2023 年 10 月 9 日）、大阪労働局の Web サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/001531841.pdf> 最終閲覧日：2023 年 10 月 9 日）を参照されたい。

ういった適確な方がおられないということで、今回の改正に当たりまして検査業者というしっかりした制度をつくって、そういった制度の中において、危険な機械について中小企業が安心して検査をしてもらえるような体制づくりをするとか、それから予算措置といたしまして、今回の改正に絡めまして特に中小企業の健康診断についてそういう新しい制度をつくって、一定のそういう健診費用の助成をしながら中小企業の健診率を上げるように努力をしていくということ、そういった中小企業に視点を置いた幾つかの観点を持って、今度の法改正を契機としてさらに中小企業の安全衛生対策を進めてまいりたいと考えておるわけでございます」（下線は筆者が添付した）。

本条が定める検査業者制度（自主検査代行業者の登録等）は、登録検査・検定機関制度の一環ではあるが、本条は、他の登録機関に関する定め（製造時等検査等及び同検査機関につき、法第 38 条・第 39 条・第 46 条～第 53 条の 2 等、性能検査及び同検査機関につき、法第 41 条・第 53 条の 3 等、個別検定及び同検定機関につき、法第 44 条・第 54 条等・型式検定及び同検定機関につき、法第 44 条の 2・第 44 条の 3・第 44 条の 4・第 54 条の 2）とは異なる。例えば、本条所定の検査業者の場合、製造時等検査機関等の登録では求められる裏付け資料の多くが不要である、業務規程の必要的記載事項もある程度絞り込まれている、登録基準でも COI の項目が存在しない、登録につき、製造時等検査機関等では一定要件を満たした場合、登録がき束行為とされているが、本条所定の検査業者ではされていない等の相違がある。

これは、本条所定の検査業者制度は、導入当初から公益法人ではなく民間企業を受け皿とすることを予定していたためと解される。

検査業者というと、安衛法上のものに限らず、いわゆる車検を担う自動車の整備会社、建設機械の整備会社など全国各地に数多くの業者が存在し、特定自主検査済であることを示すステッカーが機体に貼られている例も散見される。本条が対象とする制度も、これらと同様に、社会に定着した制度となっている<sup>61</sup>。

## 20. 2. 2 内容

### (1) 概要

法第 45 条第 2 項の規定により、事業者は、動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車及び高所作業車について 1 年以内ごとに 1 回（不整地運搬車については 2 年以内ごとに 1 回）、定期に行われる自主検査を、その使用する労働者で一定の資格を有するもの又は法第 54 条の 3 第 1 項の登録を受けた検査業者に実施させなければならない<sup>62</sup>。

<sup>61</sup> 元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）への聞き取り調査による。

<sup>62</sup> 近年の国会の質疑（第 196 回国会衆議院予算委員会第 5 分科会第 1 号〔平成 30 年〔2018 年〕2 月 23 日〕）において加藤勝信国務大臣は、平成 28 年度に登録検査業者が行なった検

【事業内検査資格 (イメージ)】



(公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 の WEB サイト WEB サイト  
(<http://www.sacl.or.jp/inspection/> 最終閲覧日令和 5 年 [2023 年] 9 月 30 日)

【検査業者検査 (イメージ)】



(公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 の WEB サイト WEB サイト  
(<http://www.sacl.or.jp/inspection/> 最終閲覧日令和 5 年 [2023 年] 9 月 30 日)

【動力により駆動されるプレス機械 特定自主検査 (イメージ)】



---

査数を 139 万あまりと述べている。

(中菱テクニカ株式会社 WEB サイト (<http://www.churyotechnica.co.jp/page003.html>  
最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日))

【フォークリフト 特定自主検査 (イメージ)】



(玉川エンジニアリング株式会社 WEB サイト (<https://www.tama-eng.co.jp/works/entry/000012.html> 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日))

(2) 登録の申請

検査業者になろうとする者は、検査業者名簿に登録を受けるため検査業者登録申請書(様式第 7 号の 2)に氏名又は名称、住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類<sup>63</sup>を証する書面を添えて、その事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、事務所が二つ以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合は、厚生労働大臣に提出しなければならない(登録省令第 19 条の 14)<sup>64</sup>。

上記登録申請書に記載すべき事項は、登録製造時等検査機関等の登録申請書とは異なっている。

---

<sup>63</sup>「特定自主検査を行うことができる機械等の種類」とは、動力プレス、フォークリフト、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用)、車両系建設機械(基礎工事用)、車両系建設機械(締固め用)、車両系建設機械(コンクリート打設用)、不整地運搬車及び高所作業車の種類をいう(平成 2 年 9 月 26 日基発第 584 号)。

<sup>64</sup>登録した検査業者が、その事務所の所在地を管轄する都道府県労働基準局長<現・労働局長>の管轄区域を超える区域で、特定自主検査を行うことを禁止するものではないこととされている(昭和 53 年 2 月 10 日基発第 79 号)。

検査業者の場合は、「氏名又は名称、住所並びに法人であつては、その代表者の氏名」といった形式面しか求められない。

製造時等検査機関の場合、定款（又は寄付行為）及び登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）といった裏付け資料の提出が求められる（登録省令第 1 条の 3 第 1 号及び第 2 号）。役員の氏名・略歴、社員・株主等の構成員の氏名、検査員等の経歴などを証明する資料の提出も求められる（同条第 4 号イ、ハ）。さらに、申請者自身が登録基準を満たしていることを説明する書面（同条第 3 号）、製造時等検査に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能を記載した書面（同条第 4 号）、製造時等検査の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要（同条第 5 号）を記載した書面の提出も求められるが、検査業者の登録に際して、これらを求める旨の定めはない。

このように、検査業者の登録にかかる申請手続は緩やかであることが窺える。

### (3) 登録の基準

検査業者の登録の基準は、次のとおりである（登録省令第 19 条の 15）。

①法第 54 条の 4（省令所定の資格者に特定自主検査を行わせるべきこと）の厚生労働省令で定める資格を有する者の数<sup>65</sup>が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること

②検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数<sup>66</sup>以上であること

③次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること

---

<sup>65</sup>「特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数」は、次に掲げる機械等について、2 名とする（平成 10 年 3 月 26 日基発第 131 号）。具体的には、動力プレス、フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）、車両系建設機械（コンクリート打設用）、不整地運搬車、高所作業車である（以上は、結局、検査業者が特定自主検査を行える機械等の種類〔登録省令第 19 条の 14、平成 2 年 9 月 26 日基発第 584 号〕と一致している）。

<sup>66</sup>「特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数」（検査機器の数）とは、次の検査機器の種類ごとに 1 以上あることをいう（平成 2 年 9 月 26 日基発第 584 号別紙）。

**安衛法施行令第 13 条第 12 号の動力により駆動されるプレス機械にかかる検査機器**

回転計、停止性能測定装置、電圧計、電流計、絶縁抵抗計、探傷器、硬さ試験機。

**施行令第 13 条第 20 号のフォークリフト、施行令第 21 号の令別表第 7 に掲げる建設機械（ショベルカー、ブルドーザー等）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの、不整地運搬車、高所作業車】にかかる検査機器**

シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計、回転計、シックネスゲージ、ノズルテスター、油圧装置の圧力を測定する圧力計、電圧計、電流計、探傷器、摩擦ゲージ。

- イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
  - ロ 検査料の額及びその収納方法に関する事項
  - ハ 特定自主検査の検査結果についての証明書の発行に関する事項
  - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
  - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項<sup>67</sup>
- ④特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること

上記①については、登録製造時等検査機関の登録基準である法第 46 条第 3 項第 2 号に類似の規定が存在する。すなわち、「製造時等検査を実施する者）が同表第二号に掲げる数以上であること」という内容であり、上記①と同様に、資格者の数を登録のための基準としている。

上記②については、登録製造時等検査機関の登録基準である法第 46 条第 3 項第 1 号に類似の規定が存在する。すなわち、「別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること」という内容であり、「機械器具」に着目がされている。なお、「設備」についても着目されており、これは、上記④の「事務所」に類似するものと思われる。

上記③については、登録製造時等検査機関の業務規程（法第 48 条第 2 項）と共通点と相違点がある。

例えば、上記③ロ、ハ、ニ、ホについては法第 48 条第 2 項が委任する登録省令第 1 条の 6 第 1 項にも同様の規定がある。他方、登録製造時等検査機関の業務規程には、上述の内容に加えて、製造時等検査の業務を行う時間及び休日に関する事項（同項第 4 号）、検査員の選任及び解任並びに配置に関する事項（同項第 6 号）、財務諸表等の謄本又は抄本の請求や損害保険契約の契約内容を記載した書面の閲覧又は謄写の請求等にかかる費用に関する事項（同項第 8 号）も必要的記載事項とされているが、検査業者の業務規程では異なる。

登録製造時等検査機関の登録基準である法第 46 条第 3 項第 4 号のような COI に係る規定も、検査業者の登録基準には掲げられていない。

#### (4) 登録

法第 54 条の 3 第 1 項（検査業者になろうとする者は、省令所定の手続き、基準等により検査業者名簿に登録されねばならない旨の定め）の登録の申請がこれらの「基準に適合していると認めるときでなければ、第 1 項の登録をしてはならない」（本条第 4 項）（下線は筆者が添付）。

また、これらの基準に適合していても、法第 54 条の 3 第 2 項に該当する者（検査に関連

---

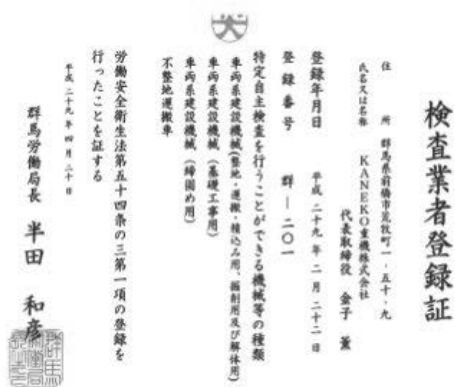
<sup>67</sup>「特定自主検査の業務に関し必要な事項」とは、休日、営業時間、出張検査の要領等をいう（昭和 53 年 2 月 10 日基発第 79 号）。

する法令〔事業者による特定自主検査の実施と結果の記録義務、当該検査を有資格者か専門業者に行わせるべきこと等を定めた法第 45 条等〕違反者等、法令違反〔省令所定の登録基準に後発的に非該当となった場合等〕による登録取消しを受けた者等）は、登録を受けることができない。

これは、登録製造時等検査機関の登録に関する法第 46 条第 3 項が、「厚生労働大臣は、第 1 項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない」（下線は筆者が添付）としているのと対照的であり、その規定ぶりから、登録製造時検査機関の登録とは異なり、検査業者の登録においては、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に一定の裁量があるように思われる。

これらの違いについては、既述のとおり、検査業者制度については、公益法人改革のための登録制度への移行の経過がなかったことが寄与しているように思われる。

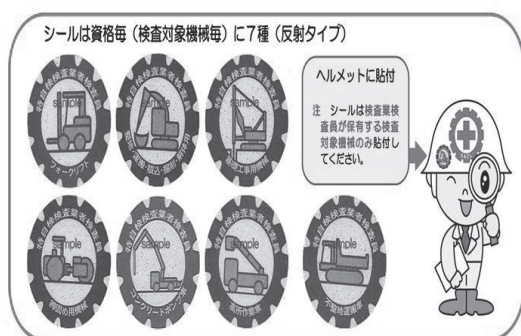
### 【検査業者登録証の例】



（KANEKO 重機株式会社の WEB サイト（<https://kj-juki.com/company>）最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日）

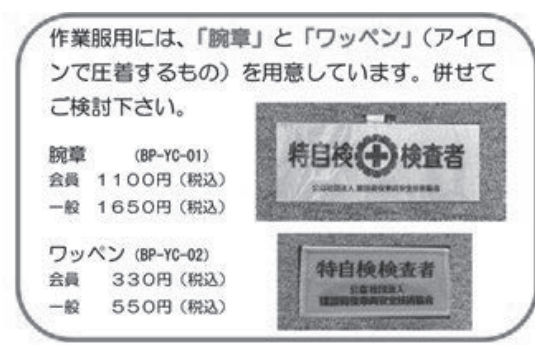


【特定自主検査 検査業者検査員シール】<sup>68</sup>



（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 の WEB サイト  
 （ [http://www.sacl.or.jp/sa7210/wp-content/themes/twentytynineteen\\_child/documents/goods/other/BPYC11\\_17A.pdf](http://www.sacl.or.jp/sa7210/wp-content/themes/twentytynineteen_child/documents/goods/other/BPYC11_17A.pdf)） 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 27 日）

【特定自主検査 検査業者検査員シール（作業服用）】



（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 の WEB サイト  
 （ [http://www.sacl.or.jp/sa7210/wp-content/themes/twentytynineteen\\_child/documents/goods/other/BPYC11\\_17A.pdf](http://www.sacl.or.jp/sa7210/wp-content/themes/twentytynineteen_child/documents/goods/other/BPYC11_17A.pdf)） 最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 27 日）

(5) 定期報告

検査業者は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の 4 月 30 までに、特定自主検査実施状況報告書（様式第 7 号の 6）を所轄都道

<sup>68</sup> これは建設荷役車両安全技術協会の販売する検査標章であり、現に広く利用されているが、加藤勝信大臣は、近年の第 196 回国会衆議院予算委員会第 5 分科会第 1 号（平成 30 年 2 月 23 日）において、検査年月日等、法令所定事項の記載があれば足りるので、建設荷役車両安全技術協会が販売しているものでなければならないわけではない旨を述べた。

府県労働局長等に提出しなければならない(登録省令第 19 条の 21)。なお、上記報告書は、「特定自主検査実施状況報告書」というものであり、特定自主検査を実施する者の数や特定自主検査を行った機械等の数について報告することが求められている。

製造時等検査機関では、製造時等検査ごとに検査結果報告の所轄労働局長宛てに提出が求められているほか、事業報告書の大臣への提出が求められている（法第 50 条第 4 項）のに対し、より簡便な手続きを許容しようとしたものと解される<sup>69</sup>。

#### (6) 能力向上教育

労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項は、労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、従事する業務に関する能力の向上を図るための教育等の機会を与えるよう、事業者に努力義務を課している。その対象には事業内検査に当たる者も含まれる。

行政は、特定自主検査の担当者向けに以下のような通達を発しており、これは検査業者検査を担う外部の検査業者も想定している。

平成 5 年 7 月 23 日基発第 480 号（車両系建設機械（基礎工事用）特定自主検査者能力向上教育について）

平成 6 年 9 月 29 日基発第 600 号（フォークリフト特定自主検査者能力向上教育の実施について）

#### (7) その他

第 196 回国会衆議院予算委員会第 5 分科会第 1 号（平成 30 年〔2018 年〕2 月 23 日）において、加藤勝信国務大臣は、「特定自主検査の料金は、厚生労働省の登録を受けた検査業者が自主的に定め<sup>70</sup>、その検査料額を届ける仕組みになって」おり、これは、行政に「届けられた料金から不透明な値引き等が生じないように」にして、検査の質を担保する趣旨だと述べている。

他方、菊田真紀子分科員（当時無所属の会）は、中小企業等における検査費用負担に言及した。同委員いわく、特定自主検査制度が導入された昭和 54 年当時、高度経済成長に伴って、建設荷役車両の稼働が急速に増大し、建設荷役車両による労働災害が増加したことが、当該制度導入のドライブになった。労災防止はもちろん重要だが、事業者には検査の負担を強いるのであれば、できる限り負担やコストを少なくするべきと述べ、具体的には、特定自主検査の料金について、種類や大きさによるものの、一台の検査費用が 10 万円を超えるケースもあり、仮に 10 台所有していたら、毎年 100 万円かかることになり、小規模事業者にとっては大変な負担だと述べた。

---

<sup>69</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>70</sup>登録省令第 19 条の 15 第 3 号ロでは、「検査料」を定めなければならないとされている。

## 21 第 54 条の 4

### 21. 1 条文

第五十四条の四 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

### 21. 2 趣旨及び内容

検査業者が他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者に実施させなければならないことを定めたものである。

この厚生労働省令で定める資格としては、特定自主検査対象機械等ごとに定められている。

例えば、同条第 1 項が規定する動力プレスの場合は、以下の(1)又は(2)のいずれかとされている（登録省令第 19 条の 22 第 1 項）。

(1)次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したものの。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ 動力プレスの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

(2)その他厚生労働大臣が定める者

(1)イ、ロでは、学校教育等と実務経験を考慮要素としており、その内容に応じて、実務経験の長短に変更を加えている。(1)ハでは、端的に、実務経験のみを基準としており、学校教育等を前提とする(1)イロに比べ、長期の実務経験を求めている。

登録製造時等検査機関の製造時等検査を実施する検査員との比較では、同者の場合、学科研修の「時間」や検査実習の「件数」等が問われている（法別表第 6 第 1 号）ほか、「その他厚生労働大臣が定める者」といった包括的規定も存在せず、本条（法第 54 条の 4）所定

の資格の方がゆるめの基準設定となっていることが窺われる。

### 21. 3 運用

労働新聞社が公表した本条の運用例として、以下のようなものがある。

令和 4 年〔2022 年〕9 月 21 日、東京労働局は、約 8 年間にわたってフォークリフトの特定自主検査を無資格で行っていた検査業者に対し、6 カ月間の業務停止処分を下した。本条（法第 54 条の 4〔有資格者による検査業務の実施〕）違反により、令和 4 年〔2022 年〕9 月 22 日～令和 5 年〔2023 年〕3 月 21 日の間、特定自主検査業務の停止を命じている。

同社では、従業員 4 人が運搬・掘削用などの車両系建設機械に関する特定自主検査業務を担当していた。うち 1 人がフォークリフトについての資格を持っていないにもかかわらず、検査を行っていた。

平成 25 年〔2013 年〕8 月～令和 3 年〔2021 年〕9 月までの約 8 年間、検査の依頼があった 2 社に対し、延べ 10 台のフォークリフトを検査している。同労働局が同社の監査に入った際、違反の事実を確認した。同労働局は、「大型の建設機械の検査資格を持っていれば、フォークリフトも検査できると考えていたようだ」などと話している。

無資格者によるフォークリフトの検査は無効であり、再度検査が必要となる<sup>71</sup>。

なお、第 54 条の 6 に係る「運用」も参照されたい。

## 22 第 54 条の 5

### 22. 1 条文

第五十四条の五 検査業者がその事業の全部を譲り渡し、又は検査業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その検査業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第五十四条の三第二項各号（\*検査業者の欠格事由〔概ね検査に関する規定違反〕）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により検査業者の地位を承継した者は、厚生労働省令で定めるところに

<sup>71</sup> 労働新聞社「無資格で特定検査 6 カ月の業務停止に 東京労働局」（令和 4 年〔2022 年〕10 月 11 日）（<https://www.rodco.jp/news/137690/最終閲覧日令和 5 年〔2023 年〕9 月 30 日>）。

より、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならぬ。

## 22. 2 趣旨及び内容

本条は、平成 11 年〔1999 年〕の改正（平成 11 年法律第 45 号）により追加された。さらにその後平成 12 年〔2000 年〕の商法改正に伴う改正（平成 12 年法律第 91 号）により、事業の分割による場合が追加された。

平成 11 年法改正による本条の新設以前、検査業者については、事業の全部譲渡、相続又は合併があった場合には、改めて登録をし直さなければ検査業者になることができなかった。合併等の場合、検査業者として必要な実質的な条件は、引き続き満たしていると考えられていた（平成 11 年 5 月 21 日基発第 54 号）。

しかし、事業の全部を譲り渡し、又はこれらについて相続、合併若しくは分割があったときも、検査事業についての実質的同一性は失われず、従って検査業者としての実質的条件は維持されると解されるため<sup>72</sup>、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、欠格事由に該当する場合を除き、検査業者の地位を承継することとしたものである。

この時期、いわゆるコーポレートガバナンスの見直しの動き、それらに伴う平成 12 年の商法改正等により、企業変動の動きが拡大しており、本条の新設も、それに対応する面が強かったように察せられる<sup>73</sup>。

安衛法自体に本条と同趣旨の規定や本条の準用規定はないが（登録製造時等検査機関に関する規定にも同様のものは見当たらない）が、作業環境測定法第 34 条第 1 項は、作業環境測定機関に本条を準用している。

本条第 2 項に基づく届出をしようとする場合は、検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書（様式第 7 号の 7）に、承継の理由、特定自主検査の業務を行うための事務所の所在地、特定自主検査を行うことができる機械等の種類等を記載し、承継の理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等<sup>74</sup>に提出しなければならない（登録省令第 19 条の 23 第 1 項）。

また、検査業者の地位を承継した者は、当該承継により登録証に記載された事項について

<sup>72</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>73</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>74</sup> 「所轄都道府県労働局長等」とは、事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長である。ただし、事務所が 2 以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合にあっては、厚生労働大臣である（同令第 19 条の 14）。

変更が生じたときは、検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない（同条第 2 項）。

なお、作業環境測定法による本条の準用を踏まえ、作業環境測定機関にも同様の規定が設けられている（作業環境測定法施行規則第 56 条の 2）。

## 23 第 54 条の 6

### 23. 1 条文

第五十四条の六 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の三第二項第一号又は第三号（\*本法上の検査関係規定〔事業者による特定自主検査の実施と結果の記録義務、当該検査を有資格者か専門業者に行わせるべきこと等を定めた法第 45 条等〕違反者である場合、法人であって役員に第 1 号該当事者がいる場合）に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十四条の三第四項（\*省令による検査業者の登録基準）の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第五十四条の四（\*検査業者は資格者に検査を行わせるべき旨の規定）の規定に違反したとき。

三 第一百十条第一項（\*登録に際して付された条件）の条件に違反したとき。

### 23. 2 趣旨及び内容<sup>75</sup>

検査業者として登録を受けた後において、登録の基準に適合しなくなったり、資格のない者に特定自主検査を実施させたりした場合には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、その検査業者の登録を取り消し、又は一定の期間、その業務の停止を命ずることとしたものである。

検査業者としての登録を受けた後において、法第 45 条第 1 項若しくは第 2 項（\*事業者による特定自主検査の実施と結果の記録義務、当該検査を有資格者か専門業者に行わせるべきこと等）に違反し、又は本条第 2 項の規定による命令（登録取消し、業務停止命令）に違反して、罰金以上の刑に処せられた場合（法人でその業務を行う役員が同様の刑に処せられた場合を含む。）には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、必ずその検査業者の登録を取り消さなければならない。

登録製造時等検査機関における登録の取消し等に関する規定（法第 53 条第 1 項）では、

<sup>75</sup> 労務行政研究所編著（令和 3 年〔2021 年〕）462～463 頁。

「……できる」という形で、厚生労働大臣に一定の裁量が委ねられているのと対照的である。

法第 45 条第 1 項もしくは第 2 項違反は、主に、検査業者としてではなく 1 事業者としての犯罪だが、検査業者として相応しくないとの趣旨であろう<sup>76</sup>。

一方で、次の場合には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の裁量により、検査業者の登録の取消し、又は六カ月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとされている（本条第 2 項）。

①登録の基準に適合しなくなったとき

②資格者以外の者に特定自主検査を実施させたとき

③登録の際、厚生労働大臣又は都道府県労働局長により条件が付された場合において、その条件に違反したとき

検査業者の役員又は職員が、本条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。法人自体を対象とした罰則がないのは、登録取消し等を予定した規定であって、処罰の対象を欠くことになるためと解される<sup>77</sup>。本条第 1 項は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長を名宛人とした定めなので、罰則の定めはない。

### 23. 3 適用の実際

#### 23. 3. 1 業務停止命令の例

法第 54 条の 4 に関する適用の実際例（特定自主検査業務に無資格者をあたらせ、業務停止等が命じられた例）が該当するが、そこで挙示した例のほか、以下のような例が公表されており、この類いの適用例が多いことが窺われる。

(1) 厚生労働大臣による命令の例（厚生労働省平成 19 年〔2007 年〕9 月 20 日公表（筆者により一部加工））<sup>78</sup>

動力プレスの特定自主検査を実施する登録検査業者において、平成 18 年〔2006 年〕2 月 25 日から平成 18 年〔2006 年〕11 月 5 日までの間、同社の小牧検査事務所に所属する社員が、検査者資格を有することなく特定自主検査を実施したことが明らかとなったため、厚生労働大臣は、法第 54 条の 6 に基づき、某社に対して、同社が行う特定自主検査の業務のうち、同社小牧検査事務所が担当する地域における検査業務について、平成 19 年〔2007 年〕9 月 21 日から平成 20 年〔2008 年〕年 3 月 20 日までの 6 ヶ月間の業務停止を命令した。

(2) 北海道労働局長による命令の例（平成 27 年〔2015 年〕6 月 24 日発令、25 日公表）

---

<sup>76</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>77</sup> 三柴丈典氏による。

<sup>78</sup> 厚生労働省平成 19 年〔2007 年〕9 月 20 日発表

（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/09/h0920-2.html> 最終閲覧日令和 4 年〔2022 年〕10 月 30 日）。

登録検査業者が、顧客の検査対象機械（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、フォークリフト

）147 台の特定自主検査について、資格を有しない者に行なわせたため、6 ヶ月間の業務停止命令が下された。特定自主検査は無効となり、当該検査業者が、各所有者に対して直接訪問して経過について文書で説明するよう指導がなされた<sup>79</sup>。

（3）大阪労働局長による命令の例（令和 5 年〔2023 年〕8 月 1 日発令、3 日発表）

登録検査業者が、法第 54 条の 4、第 54 条の 6 第 2 項に違反し、令和 3 年〔2021 年〕11 月 12 日及び令和 4 年〔2022 年〕9 月 28 日に特定自主検査をした 2 台の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたことを理由に、6 か月の特定自主検査業務の停止が命じられた<sup>80</sup>。

### 23. 3. 2 登録の取消し処分の例

平成 23 年〔2011 年〕12 月 26 日、岡山労働局は、登録検査業者が他人から車両系建設機械の特定自主検査を求められたのに、計 22 台につき、実施しないまま検査結果証明書を発行したとして、同検査業者の登録取消処分を下した<sup>81</sup>。

上記「業務停止命令の例」とは異なり、検査を求められていたにもかかわらず検査自体を実施しないという悪質性等により、登録の取消し処分という最も重たい処分がなされたように思われる。

## 二 考察と結語

本解説では、対象条文に係る解説書等のレビューを行うとともに、統計資料、（現・元）監督官・地方任用技官へのアンケート調査や元本省任用の行政官（安全衛生部での勤務経験者）へのインタビュー等を通じて対象条文の運用実態を確認した。また、元本省任用行政官へのインタビューでは、条文の趣旨も確認した。

現行の日本の労働安全衛生法制度は、基軸となる法典の制定から約 50 年を経て、危害防

---

<sup>79</sup> 厚生労働省北海道労働局発表平成 27 年〔2015 年〕6 月 25 日（<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/var/rev0/0129/1188/2015625151615.pdf> 最終閲覧日:令和 5 年〔2023 年〕9 月 24 日）

<sup>80</sup> 厚生労働省大阪労働局発表令和 5 年〔2023 年〕8 月 3 日発表（<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/202308091050.pdf> 最終閲覧日 2023 年 10 月 9 日）

<sup>81</sup> 厚生労働省岡山労働局発表平成 23 年（[https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2011/\\_92311.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/news_topics/topics/2011/_92311.html) 最終閲覧日:令和 5 年〔2023 年〕9 月 24 日）



止基準の充実、安全衛生管理体制の整備など、多くの長所を持っている<sup>82</sup>。

安衛法第 5 章では、職場に高いリスクをもたらす機械等と有害物を特定し、機械等については、リスクの程度や性質に応じて、製造の許可、諸種の検査、使用制限、譲渡制限などを定めている。

そして、同章には、本解説の対象である安衛法第 46 条～54 条の 6 において検査機関（及びその業務）の適格性確保を図る条文も定められている。これらは、先行研究で示唆された「重点傾斜的規制（高リスクの作業や要因に重点を置いた規制）」<sup>83</sup>の一環であり、それらの本質的安全を図ったものである。

もともと、（現・元）監督官・地方任用技官向けのアンケート結果や元行政官（本省任用で安全衛生部での勤務経験を持つ技官）へのインタビュー等を通じて、幾つかの課題も明らかになった。

まず、第 46 条第 1 項（製造時等検査機関となろうとする者の登録手続き〔申請主義〕）等は、一見してその要件や内容が明らかでないだけでなく、引用される条項の解釈に困難を伴うこと等から、その具体的内容の把握が難しくなっていることが明らかになった。

次に、法第 45 条（事業者による特定自主検査の実施と結果の記録義務、当該検査を有資格者や専門業者に行わせるべきこと等の定め）については、中小企業等で遵守されていない場合が多い規定であることが明らかになった。また、今後、危険な機械等の安全確保についても自律的管理に移行すれば、定期自主検査指針等の取扱いや法的効果（その不遵守が、どのような条件でどのような法的責任を事業者や検査業者らにもたらすか等）について整理する必要が生じることも明らかになった。

以上の課題は、先行研究でも指摘されていた「規定の複雑化・膨大化や形式的コンプライアンス、中小企業における遵法困難など」<sup>84</sup>の一環でもある。

このような課題に対しては、先行研究においても指摘があった「法律を具体化する政省令に抽象的な文言を盛り込み、遵法立証責任を事業者に課し、専門官が判定する等の手続により事業者の実態に合った要件を特定する」といった方策や、「ガイドラインの整備・充実化を図り、基本的には違法ではなく遵法の判断基準として事業者らに活用させる」等といった

<sup>82</sup> 淀川亮、三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究の紹介」労働安全衛生研究 2020 年第 13 巻第 2 号（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所、令和 2 年〔2020 年〕）173 頁。

<sup>83</sup> 三柴丈典「分担研究報告書・日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（第 1 分冊）』（平成 29 年〔2017 年〕）89 頁。

<sup>84</sup> 淀川・三柴前掲（令和 2 年〔2020 年〕）173 頁。

立法技術上の方策が考えられる<sup>85</sup>。ただ、これは基本的に実体基準に関する示唆なので、検査検定等の手続的・技術的な基準にも、こうしたリスクに応じた可變的な立法技術の応用を図りつつ、JIS を援用するなどして、基準の具体化の努力が求められよう。

---

<sup>85</sup> 淀川・三柴前掲（令和 2 年〔2020 年〕）180 頁。